

日本に傳來した三戸信仰の一側面

——三戸驅除法を中心として——

窪

徳
忠

一、はしがき

二、福井縣美濱町大藪の庚申待

三、中國の三戸驅除法

四、日本の三戸驅除法

五、むすび

一、はしがき

庚申待または申待とよばれる古來からの習俗は、現在都會ではほとんど消滅しさり、わづかに、庚申塚といふ地名、社寺の境内もしくは路傍に寂しく立つてゐる庚申塔や、庚申堂に參詣するという形でその名残りを止めているにすぎない。そのために都會在住の人々からは、一部をのぞいて、ほとんど忘れられ、その名稱さえ知らない人が多いけれども、農村においては、いまだ相當廣範圍にわたつて殘存しているようである。この習俗の起源については、江戸時代以降、もつばら中國から傳來したとする説が行はれていたが、最近になつて、日本固有のものであるとみる

説がおこつてきた。⁽¹⁾

中國には、ごく最近まで、さまざまの民間の信仰、とくにいわゆる迷信ともよびうるようなそれが非常に多く残つてゐた。その中の一つに、人間の體内には三戸とよぶ三匹の蟲がいて、人間を早死させるべく、庚申の日に人のねている隙をみて上天し、その人が平常犯した罪過を細大洩らさず司命の神である天帝に上奏するといふ説があつた。これが三戸説である。三戸説では、庚申の日に徹夜をすれば——これを守庚申といふ——三戸は上天できず、従つて早死を免れることができるとされ、さらに祈禳・符籤・服薬などに大別できる、多くの積極的な三戸驅除の方法もとかれていた。中國の人々は三戸説に従つて、長命をのぞんで、しきりにこれらの方針を實行してゐたのであるが、三戸説やその驅除法の日本に傳來したもののが庚申待であるととくのが、中國傳來說の立場である。

由來、中國から日本に傳來した習俗や信仰ははなはだ多い。現在われくの生活と密接に結びついてゐる習俗や信仰の淵源を辿つてみると、中國のそれに端を發してゐるのは豫想外に多いのである。けれどもそれらの多くは、日本固有のもの——といつても、實はその實態はいまだに適確に見極められてゐるとはいえないよう私には思われるるのであるが——と永い年月の間に密接に習合もしくは融合して、少くとも外見上では中國的な色彩がほとんど認められないようになつてゐる。そのため、一見全く日本固有のものであるかのような感じを與えるのである。このような變容は、ある一つの習俗や信仰、廣くいつて文化が、他の異なつたそれに接觸し、もしくは受容された際に、おこるべき當然の結果であろう。然らば庚申待はどうであろうか。

日本の上代の文献には、中國の三戸説をそのまま祖述したような記述が認められるけれども、現行の姿には三戸説の面影などはさらに認められない上に、日本だけの特色もあるので、中國の三戸信仰とはにてもにつかないものゝよ

うに思われる。従つて、庚申待の現状をみただけでは、それを日本固有のものとする日本起源説があこるのが、當然なのである。ところが、現状を仔細に調査し、分析し、さらに江戸時代以前の文献の記述と照合して、中國の三戸説やその信仰と比較すると、中國の影響とみてもあながち無理とはいえないものが意外に多く見いだされるのである。従つて庚申待は、中國の三戸説およびその信仰の日本の變容の結果であるといわなければならぬ。三戸説は、もと道教からでたものである。道教の日本への傳播について、以前から注意を向けていた私にとっては、このことはいたく興味をひく問題であつた。そこで右のような立場と手續とによつて、さきに福井縣三方郡美濱町で行われている庚申待の姿を手がゝりとして、日本の庚申信仰と中國の三戸信仰との關係についての私なりの考え方のべ、大方の御叱正を講うたのであつた。⁽²⁾

けれどもその際には、内容があまりに多岐にわたることをおそれて、三戸驅除の方法については、一切これを省略した。また、私が調査したのは、美濱町の中、麻生・安江および大藪の三部落であつたが、麻生・安江の兩部落が家単位で庚申待を行うのに對して、大藪では講を組織して行つてゐる。そこで一應兩者を區別し、前稿では麻生・安江の兩部落について紹介するのみに止めて、大藪については省略した。そこでこゝに、それらについて紹介し、もつて前稿の缺を補足したいと思う。重ねて大方の御教示御叱正を願う次第である。けれども本稿では、極力前稿との重複をさけた關係から、あるいは説明の不十分なところが多いかも知れない。それらの點については、前稿によつて承知して頂きたい。なお、大藪の調査報告を先とし、日華の三戸驅除法の比較を後にしたのは、現在日本で行われている講組織による庚申信仰の一例を最初に承知して頂きたいと思つたためである。

二、福井縣美濱町大藪の庚申待

大藪の庚申待について紹介する前に、順序として、美濱町および大藪の概貌についてごく簡単に紹介しておきた
い。

美濱町は、福井縣三方郡の最東部、敦賀市の西方約十五秆に位置し、昨年二月十一日に南西郷・北西郷・耳・山東の四カ村を合併して成立した新しい町である。従つて、町とはいえ、いまなお農村的色彩がきわめて濃厚である。町域は東西約十秆、南北約二十四秆で、東西に短かく南北に長いが、東・南・西の三方が山に囲まれ、北の一方のみが日本海の若狭灣に臨んでいるために、總面積約百五十二平方秆の約八割までが山林地帶である。平地は、町のほど中央部を南から北に向つて貫流する耳川の下流にそつて、北の方海に向つてほど二等邊三角形型に擴がつたごくわづかな地域をしめているにすぎない。全戸數は約三千、總人口は約一萬五千である。

町民の生業は農業を第一位とし、以下漁業、商業、林業の順で、農家が全戸數の約五割五分をしめている。けれども、地味が一般的にあまり肥沃とはいえないために反當收穫量が少なく、従つて勤めにでる人々が多い。兼業農家と專業農家の比率は七對三となつてゐる。勤務先は、町内の役場・銀行・學校などの他には、國鐵關係や敦賀市の諸施設である。それは、北陸線の支線小濱線および敦賀市より小濱市に至る福鐵バスが、町の北部を東西に通つてゐるためである。中には、離村して京都・大阪・名古屋・福井・小濱に赴くものもある。戰前には、アメリカに出稼ぎに行つたものもあつた。

町の中心部である河原市かわらいちといふ部落には、國鐵の驛に近い關係から、郵便局、保險所、中・小學校、銀行がおか

れ、暫定的に町役場もおかれてはいる。従つて商家が密集し、町の人々の物資の購入は大半この部落で行われる。けれどもやゝ高級な品物は、敦賀市でなければ入手できない。料理屋やパチンコ屋もあり、最近映画の常設館さえ建てられた。なおハイヤーは、町中で一臺しかない。

調査を行つた三部落の中、麻生および安江は舊耳村の、^{あそら}大藪は舊南西郷村の大字であるが、麻生は河原市驛の東南三秆、安江は麻生の約二秆南方に位置している。

舊南西郷村は、舊耳村と同じく農業を主な生業とし、全戸數約六百の中、三分の二までが農家である。しかし一戸あたりの經營面積が六、六反で、しかも反當收穫量の平均は五俵にすぎないので、兼業農家が多く、その比率は三對一となつてゐる。この傾向がとくに著しいのが大藪である。大藪は河原市驛の西方約二秆の地點にあり、西方に山を負つてゐる。昭和二十八年の統計によると、五反から一町の田畠をもつてゐる農家が最も多數であつた。現在でも、一町六反をもつ家が最高の地主となつてゐる。反當收穫量は、良田で六俵、山田で四俵、平均は五俵といわれている。従つて農業だけに頼つては生活が苦しいので、總戸數五十戸（昭和二十九年十二月十八日現在、私の調査結果による）のほとんどが兼業農家である。そこで現在大藪では、男は月給取り、女は百姓といふ生活をしてゐることになつてゐる。もちろん休日に男が百姓仕事を手傳うことはいつまでもない。けれどもその結果、經濟的にはゆたかで、部落全體としては麻生や安江より生活程度が高く、ミシン・ラジオ・自轉車をもたない家は一戸もなく、二臺の自轉車をもつ家さえ少くない。私は調査のためにオーデグラフという錄音器を持参したが、これを購入しようかといふ聲さえきかれたほどである。また美濱町内では、この部落の酒の消費量が最も多いといふ話も耳にした。なおまた、麻生や安江には電話をもつ家は一戸もないが、大藪には一戸ある。福鐵バスが河原市よりこの部落をへて小濱市

に向う關係から、他の地方との交渉が多いためであろうか、他の部落に比べれば左程封鎖的でない。部落は行政的に二組、すなわち二つの小字にわかれている。

私は昨年九月および十二月の二回この部落に赴き、ことに十二月には親しくその庚申講の有様に接することができた。つぎにその際の見聞に基いて、大藪の庚申信仰について紹介する。

從來發表された調査報告および私の調査した範圍からいふと、現在日本における庚申講の組織形態は、地域的なもの、血縁的・同族的なもの、および兩者の混合したものゝ三つに大別することができる。そうして地域的なものは、さらに二ヵ村以上にまたがつて組織されているもの、一村単位のもの、村内に二つ以上あるもの、村内の二部落にまたがつているもの、部落単位のもの、同一部落内に二つ以上あるものなどに細別される。大藪の場合は、地域的にいえば、最後の形態に屬する。すなわちこの部落には、戰前三組の庚申講があつたのである。けれども、戰時中の食糧事情の關係と、「熱心な人がいなかつた」との二つの理由から、二組が消滅してしまつたので、現在では大藪で最古の歴史をもつといわれている一組だけが残つているにすぎない。他の二組が中絶したにも拘らずこの組だけが消滅しなかつたのは、「いまやめては先祖に申譯ない」からであつた。けれども當時の物資不足の状態は甚だしく、從来の最初の庚申講——だけを「つとめる」ことに改めて、存續することにしたのである。戰後、これを初庚申とつめ——最終——庚申の二回に分り、一昨二十八年からは、さらに中の講——大體七月か八月——を加えて、年三回行うことにして今日におよんでいる。従つて現在この部落の庚申講は、いわゆるトビ庚申に相當するわけである。戰後、庚申信仰のみならず、すべての信仰が著しく薄れたとは、調査中に面接したほとんどすべての人々が口にした言

葉であるが、事實その言葉のとおり、あらゆる面からいつて信仰心といふものが薄れつゝある。にも拘らず講の回数をふやしたのは、「庚申講は氣のあつた者が集るので、一年間にわづか一回や二回ではさびしい」からであつた。從つて講の回数の増加をもつて、たゞちに庚申信仰が盛になつたと考えるのは、誤りである。そこで庚申講は、現在では庚申信仰を中心とするものではなく、別の理由によつて行われ、別の機能をもつてゐるといえるようである。例えば、神奈川縣足柄上郡相和村山田の臺庭では、戰時中に食糧事情の關係から中止した庚申講を、戰後村の青少年の間にはびこりだした喫煙の惡習を止めさせることを目的として復活し、その目的を達している。また他の地方でも庚申講復活の聲をしばく耳にするが、それらの場合でも庚申信仰の熱烈さによるためではないようである。そこで廣く講の機能といふ點から庚申講を再検討する必要がありそうであるが、この點については調査がきわめて不十分である。上に、問題が本小篇の目的とかけはなれすぎるきらいがあるので、他日に譲りたい。なお他の二組の庚申講は中絶したとはいへ、講の際に祭祀對象とされる青面金剛の畫軸——庚申のお掛圖もしくは「おこうしんさん」とよばれるもの、くわしくは後述する——だけは、舊講員の家で順次廻りもちらで保管しているとのことであつたが、それらの畫軸の存在を確認することはできなかつた。⁽⁴⁾またこれら二組が中絶したと同時に、從來あつた天神・秋葉などの他の宗教的な講も中止したといふから、當時この地方の食糧事情は相當に窮迫していたといわなければなるまい。

現在大藪で行われている宗教的な講としては、庚申講の他に、伊勢——俗稱タイサン講——・辨天・日待などの諸講がある。これらの講が區單位、すなわち大藪全部落で一講が組織されているのに對して、庚申講だけは一部の人々だけによつて組織され、行政區域とは何らの關係もない。現存の庚申講はもと九戸で組織されていたが、一戸がやめたりために、現在では淺妻助左衛門家ほか七戸で組織されている。その中五戸は、淺妻家の分家または親族で、淺妻姓

を名乗る。浅妻姓でない残りの二戸の中、一戸は浅妻家の舊下男であつた家である。他の一戸との關係は明らかにす
ることができなかつた。この組は別に助左衛門組ともよばれているが、それは浅妻家が中心となつてゐるためであ
る。従つてこの組は、浅妻家中心の血緣的・同族的結合ともみることができる。だからこそ、講員の家は部落内に散
在してゐて、行政區域とは何らの關係もないものである。ところが、中絶した他の二組は同族的結合ではなく、近隣の
人々が集つて組織した地縁的結合であつたという。その理由について、「はつきりしたことはわからないが、我々の
講が盛だつたので、それにならつて成立したのではないか」との意見があり、それに賛成した二三人もいたから、
あるいはその通りかも知れない。講員はすべて農民である。眞宗を奉する人が庚申講に參加しないことは、安江など
と同様であつた。なお浅妻家は古い歴史をもち、かつ當主はかつて南西郷村村長をつとめたこともあるといふ格の高
い家柄なので、講の中心になるのは當然であろう。

信州東筑摩郡では、同一庚申講に屬してはいるけれども、あまり關係の深くない講員を「庚申仲間」とよぶことが
多いといわれて⁽⁵⁾いる。大藪にはこのような名稱こそないけれども、助左衛門組の構成が右の如きものである以上、浅
妻家を中心とする二三の主立つた講員が重要な事柄を相談して決定し、もしくはそれらの人々の發言力が強いという
こともあるようである。従つて實際には、「庚申仲間」的立場におかれている人もあるのかも知れない。講に出席し
た人々の間での言葉のやりとりや、その場の空氣から推察したかぎりでは、全員が全く平等の資格で參加しているよ
うに見うけられ、實に和氣あい／＼としていた。けれどもそれはあくまで表面的なことであつて、實際には必ずしも
全く平等とはいえないらしい。それは講の散會後に、それらしいことを暗示するような言葉を口にした人があつたか
らである。なお講への加入や脱退には何らの制限もなく、全く自由である。たゞ新しく參加する場合には、加入の際

に頭屋を一回つとめることに定められている。一時脱退して再加入する場合も同様である。このような慣習は、大數ばかりでなく、他の地方においても間々見うけられる。

助左衛門組は家單位で構成されているが、講への出席は以前は男——多くは戸主または一家の年長者——に限られ、婦人は絶対に出席させなかつた。一般にこの地方では婦人をけがれあるものとみる傾向が強いが、大數ではとくにきびしく不淨視し、以前は月經中の婦人は皆と一緒に食事をとることさえ許されなかつた。またすべての講事の時には婦人をよせつけず、庚申の畫軸を祀つてある室には一步も足をふみ入れさせなかつたということである。もちろん現在ではすつかりゆるやかになつて、講にも婦人や子供の代理出席を認めるようになつたけれども、やはり永年の習慣から婦人の出席はまれだといふことであつた。私が参加することのできた昨年十二月十八日の講の席上には、それでも一二の婦人の顔がみえていた。従つて本人が都合の悪い場合には、代理が出席せず、缺席してしまうことが多い。その場合、講の席上で、缺席を幸い、その人もしくはその家の陰口をたゞくことはせず、出席しないで残念だという位にすぎない。なお講の際の夜食の準備すなわちこしらえは、ごく簡単なので、頭屋の家の婦人だけで行い、近隣の婦人たちの手傳いは求めない。

庚申講はその名の如く、庚申の日に行うことを原則としているけれども、都合によつてはくり上げても差支えないことゝされている。現に十二月十八日の講は、本来ならば十二月三十日の庚申の日に行うべきであるのに拘らず、年末の多忙を考慮して、十二月くり上げて戌申の日に行つてゐる。従つてくり上げの理由は問わないようである。これに對してくり下げは行わず、葬式その他の忌の場合には、一回缺席することになつてゐる。頭屋に當つていた場合は、つきの順の家と交代するのである。津輕地方では初庚申とつめ庚申とを重視し⁽⁶⁾、信州東筑摩郡でも兩庚申を特別

視するとのことであるが、大藪では戦前戦後を通じてそのようなことはない。また「寒ざるはやらない」などといつて、寒中の庚申講を行わない地方もあるが、⁽⁷⁾大藪では寒中でも他の季節と全く同様に行う。重視するのは、「七庚申」といつて、年に七回庚申の日のある年のつめ庚申だけである。戦前の「七庚申」の際には、當時あつた三組が合同して、各家から米（五合）・野菜・味噌などをもち寄つて寺にこもり、まず住職に般若心經を讀誦して貰つたのち夜食をとり、雜談をかわしつゝ徹夜し、明け方再び心經を讀誦し——讀誦せずとの説もあつた——、寺の境内にある庚申塔に「生き塔婆」をたてゝ、全員が參詣してから解散した。「七庚申」の頭屋にあたつた家には幸福がくるとの傳承があるので、きわめて盛大に行つたといふことであつた。なお「七庚申」といふ言葉は、松屋筆記卷九十三の七庚申の條に引く甲陽軍鑑に、「庚申しかも七庚申ある年の五月云々」があるから、少くとも江戸初期から使用されていたことは誤りない。

講を行う場所すなわち「ヤド」は、頭屋の家である。「ヤド」は家柄や貧富の差などには全く關係なく、あらかじめ定められている順序に従つて、順次に交代して行う。その交代は庚申の日の翌日である。助左衛門組の頭屋の順序は、大正十四年十月に改定された「庚申講人名録」に記された順によつていて、現在となつては、最初にその順を決定した方法は明らかにしがたいが、「神事はすべてくぢによつて決定するから、恐らくくぢで決めたのであろう」とのことであつた。なお新しく講に入れる場合には、人名録の末尾に姓名を列ねる。従つて場合によつては、定められた新加入の際の頭屋をつとめ、つづいて正規の順序による頭屋をつとめなければならないことも起りうるわけである。けれども、實は右の順は左程厳密なものではない。例えば、去る十二月十八日の頭屋に當つていた家では、年長者が病臥中であつたために、つぎの順の家とぶりかえているから、都合の悪い場合にはその順序を逆にすることも許

されているわけである。頭屋の任務は、座敷を提供し、供物および料理を作ること、庚申のお掛圖と講關係の文書の保管である。

庚申講の當日には、頭屋では朝からこしらえにかゝり、床の間にお掛圖をかけて、人々の集合をまつ。集りの通知すなわち「ふれ」については、例えば神奈川縣中郡西秦野村のように、「庚申さんが血をきらう」と稱して當日の夕刻ふれるほど厳密にしてゐるところもないではない。⁽⁹⁾ けれども大藪では、前述のように婦人をきびしく不淨視するにも拘らず、それほど厳密ではなく、講の日の前日に行うことになつてゐる。大體のことは前回の講の席上で全員が承知しているわけであるから、その意味では形式的であるが、ふれの際に各自もちの米三合を集めることになつてゐるから、いわば出缺調査の意味をもつてゐるのである。助左衛門組の夜食は、後述の如くお掛圖が青面金剛の畫軸である關係上、古くから精進料理であつた。いまでも原則的には精進であるが、最近魚を使う家もあるようになつて、この點は大分くずれてきた。その場合でも、「今日は魚を口にしてはいけない」などといつて喰べるのを拒む人はないそうである。戰前には庚申講の別名を「ぼたもち講」といつていたが、それは、大きなおはぎとにしめとを作つてお掛圖に供えると共に、その晩の夜食の時に必ず一同で一人に二つ宛のおはぎを喰べることになつていたためである。戰時中には茶菓子だけとなつたが、最近ではやゝ舊に復して、おはぎ、砂糖をまぶしたいり米、いつた黒豆、にしめ、および神酒三合を供えるようになつた。供物の中で主なものは、いまでやはりおはぎとされている。庚申講とおはぎとの結びつきの理由は明らかでない。本草綱目卷二十四赤小豆の條に、正月元旦に東面して蘿水で二十一粒をのむと一年の間無病であるとみえているが、大藪ではどうも御馳走という意味であるらしい。なお米以外の料理の材料は、一切頭屋もちである。供物の中、神酒は講の席上で出席者がわけて頂き、いり米と黒豆は解散の際に各自家に

もち歸れるが、その他の供物は翌朝まで供えたまゝにしておき、あとで頭屋の家人が頂くことになつてゐる。講の夜食の料理は、供物と全く同じものである。ところで、さる十二月の講は七庚申にあたるので、前回の講の時に盛大に行うよう申合せたということであつたが、おはぎを赤飯にかえ、酒を多量——今回は二升——にした他は、味噌汁・にしめ・おひたし・すのものであつた。古くから庚申講は、他の諸講に比して質素であつたというが、その理由はわからない。従つて今回のように酒を二升にしたことは、稀有のことだそうである。原則として酒は頭屋もちなのであるが、今回はあまり多量なので、費用を頭割りにして分擔している。また今回は、戦前のように寺にこもらず、頭屋の家で行つた。なお助左衛門組では古くから精進の料理であつたが、他の組では魚を使つた料理を出したところもあつて、そこでは萬一魚が手に入らない場合には、ジャコを魚の代用としたほど、必ず魚を使わなければならぬとされていたそうである。その理由は明らかにすることができなかつたが、恐らくお掛圖の相違——すなわち猿田彦の畫軸——ではないかと推測される。

日本の庚申講に相當する中國の守庚申會で、掛軸のようなものをかけて祭祀の對象としたことは、古くからなかつたようであるが、日本では相當古くから行わっていたらしい。藤原頼長の臺記卷五、天養二年（1145）正月十四日庚申の條には「守三戸、懸老子。影。講老子經」とみえてゐるから、少くとも平安末期には老子の畫軸をかけて祭祀の對象としていたことが明らかである。それが江戸時代以降になると、青面金剛や猿田彦の畫軸もしくは神號をかけることとなつた。現在それは「庚申のお掛圖」もしくは「オコウシンサン」——たゞこの言葉は庚申の神様をさして使われる場合が多い——とよばれ、やはり畫軸と字軸とに大別される。「お掛圖」は、多くの場合、一講に一軸であるが、一講で二軸以上を保有する地方もないではない。助左衛門組には、新舊一軸の青面金剛の畫軸が保有されている。

舊軸は明治十八年に購入したものであるが——購入場所および方法は不明——、古びてよくわからなくなつたので、大正十二年に先代の助左衛門が私財を投じて京都で一軸を購入した。これが新軸である。舊軸は、六臂の本尊が脚下に一鬼をふんで立ち、その下の中央に一羽の雄鶲があり、雄鶲の右には二猿が、左には一猿が、向合つて構圖である。本尊の右の上手は戈、中手は劍、下手は矢をもち、左の上手は掌上に法輪をのせ、中手は手輪の如きもの——圖不鮮明で判然せず——を下げ、下手は弓をもつてゐる。これに對して新軸はやゝ複雑な構圖である。すなわち上部に日月を配し、中央に脚下に一鬼をふむ六臂の本尊が立ち、その左右には二童子が侍立している。右方の童子は香爐の如きものをもち、左の童子は拱手の姿である。本尊の下には雌雄一番いの鶲、その下に不言・不聞・不見の三猿がうづくまり、四葉又が三猿の左右に二鬼づつわかれて立つてゐるのである。本尊の持物は、舊軸の中手に下げる手輪の如きものが、上半身裸體の婦人らしきものとされてゐる以外は、全く同じである。この新軸は、麻生や安江で保有されている最も複雑な構圖の軸や、現に京都市三条小橋傍らの三法堂佛具店で發賣してゐるものと同一の構圖であり、他の地方で最も多くみかけるものである。そうして左の中手に毛髪をつかんで下げてゐる婦人らしきものが、麻生では「シヨケラ」といわれ、この「シヨケラ」が中國でいう三戸の日本的變容であるらしいことは、前稿でのべたとおりである⁽¹⁰⁾が、大藪では「シヨケラ」とはいわばまたそれについての傳承もない。このお掛圖は、麻生や安江と同じく、大切に保管されてはいるけれども、それについての關心はすつかり薄れていよいよである。講の際には、この新舊兩軸を並べてかける。

七庚申以外の講の場合には、人々は夕食をすませたのち、大體八時半ごろから頭屋に集まる。頭屋に行くと、まづ線香・燈明をつけ、二拍手をしてお掛圖を拜したのち、臺所において雑談を交わしつゝ全員の集合をまつ。全員が揃う

と、一同お掛圖のかけてある奥の間で「おつとめ」を行う。その席順はきまつてはいないが、右にのべたような性格をもつこの組のことであるから、自然に主立つた者や年長者が上席にすわることになるようである。「おつとめ」が始まると、再び臺所に行き、いろいろを圍んで雑談をするが、戦前には、その時主人の座に地主がすわり、小作人などは「木ジリ」(下座)にすわつたということである。「おつとめ」とは、「庚申祓御詞」なるものを讀誦することであるが、その内容はつきのようなものからなつてくる。

- 一、潔齋祓
- 二、天地一切清淨祓
- 三、六根清淨祓
- 四、供物祝詞
- 五、庚申様祝詞
- 六、般若心經(三回及七回)
- 七、光明眞言(二十一回)
- 八、消災陀羅尼(三回)
- 九、庚申様御眞言(二十回)
- 十、祈願御詞

助左衛門組には、本年七十九歳になるきわめて講事に熱心な一老人がいるが、右の「庚申祓御詞」は、その老人が三十年前に諸書を涉獵して編集したものである。従つてこれは、古くから日本で行われていたものとは考えられ

ない。大祓では、古くは真言などの唱え言さえなかつたが、大正末期から般若心經一卷を讀誦するようになり、ついで現在のような形式になつたのである。そのため、「庚申祓御詞」をとなえるのは右の老人であり、現在のところ、その老人以外にはとなえうる人はいないようである。地方によつては講に僧侶や神職が參加するところもあるが、大祓では七庚申以外には、古くから僧侶などは參加しなかつたということである。去る十二月十八日は七庚申であつたが、たゞ全員の集合をまつ場所が客間であつた點がちがうだけで、他は普通の庚申の日の講と變りはなかつた。全員が揃うと、右の老人がまづ手を洗つて身を淨め、お掛圖をかけた床の間の直前に着座する。人々はその背後に思い思いに着座するが、その際多少席のゆづりあいがあつた。それを、この組の性格を反映する一端と考えるのは私の思いすこしであろうか。參加した二婦人が、きわめて遠慮勝ちに室の一隅にすわつたことは、私の注意をひいた。

「おつとめ」は、全員の立拜から始まる。立拜が終ると、前掲の順序に従つて祓詞の讀誦を行うが、第一の「潔齋祓」より第五の「庚申様祝詞」までは、右の老人が一人で念誦するだけである。第六の「般若心經」より第九の「庚申様御真言」までは全員で念誦し、最後の「祈願御詞」はまた老人一人で奏する。以上のようにして「庚申祓御詞」の讀誦が終ると、全員で「南無庚申大菩薩」ととなえつつ三回立拜を行い、頭屋の主人の挨拶を最後に「おつとめ」を終了する。以上の「おつとめ」の所要時間は、大體四十五分ほどであった。今回はなかつたけれども、ひそかに耳にしたところによると、「おつとめ」の最中に、後方で「いい加減でやめてほしい」とつぶやく聲がすることもあるというから、この地方で庚申信仰が薄れていることは、このような點からみても明らかな事實である。

大祓における庚申信仰が俗的な神佛混淆から成立つてゐることは、以上の説明からだけでもほど推測がつくであろう。しかし、その點を最も單的にあらわしているのが「庚申祓御詞」であると思われる。この中の「祓」・「祝詞」・

「御詞」はすべて神道的な文字からなり、その形式をそなえている。と同時に、「般若心經」や「消災陀羅尼」のような佛教の經典も入れられている。また「庚申様御眞言」が佛教的な系統に屬するものらしいことは、後述の如くである。しかもこれら兩系統のものを、同時に、かつ同様な形式——大體佛教的——でとなえつゝ、人々は何らの矛盾を感じていないのである。もつとも神道的とはいっても、祓や祝詞の文章が正規のものに比べてくすれていくことはいうまでもない。民間に傳播すると、何事によらずすべてこのようにくずれるのであろうが、その一例として、つぎに

「庚申様祝詞」の全文を紹介しておく。

天津太神。それ庚申とは、いかりを去るを云ふ。高神待は、あまねく天を祭る事ぞ。天はすなはち父母成れば、是を祭るを孝心と云ふ。然り福祿くわんらくに住て、道祖神の恵みに叶ふ。謹請再拜々々。掛巻も畏き、天地開て、道の親太神命の宇豆の廣前に恐みく申。高天原に神留りまします、すめむ津、かむろぎかむろきの尊以て、あめ高市に、八百萬神達を、神まつめにまつめ給へ、神ばかりにはかり給ひて、吾すめらみ孫の尊以て、豊あし原の水穂の國を、安國と平くしろしめせと、天の岩國を押放ち、天の八重雲を、伊豆のちわきにちはきて、天降よさし奉りし時、天の八ちまたに、ちまたに、立迎まします、天の神のすめみ孫に立向へ奉りて相待ち、朝日きむから、夕日のてらす、日向ひむかの高干穂のとしふるだけにみちびき給へ、終に伊勢さなだいすゞの川上に、しづまり定まり、日の神の道を謹み敬へ給ふ。天下の地神となおり給ふ。見ざる聞ざる言ざる、まろかれの始めを守りし時に、したがへ、出でましまして、氣の神となおり給ふ。根の國底國の國より、うかび来るものをしたがへ守りて、おに神と名のり給ふ。生る物のためには、命ち幸ひをさづけ、太田の神となおり給ふ、よくみたましいを返して、おき玉の神となおり給ふ。是れ皆、をのすから御名して、物をみなしるしありと、たゞゑ事を奉り、宇豆

の御酒、宇豆みてぐらを、朝日豊さか登りにさゝけ持て、たゞゑ事を奉り、たいらげく安らばくきこしめせと、あめのや平手を打ち奉る。皇み孫の尊を導守り給て、天が下四方國、安々をだやかに、各が家の内より起るさわぎなく、夜の守り日の守り、かんなを日おなを、直日いすずの道に導壽きめぐみ、さきわいたまへ、祈り申事を、平げく駒引立て、きこし食と謹み、つつしみ恐みかしこみ毛白す。(原文のまま)

もつて「庚申祓御詞」の内容と大藪における庚申信仰の性格を察することができよう。また大藪でとなえる庚申の眞言は、「コウシンヤ、コウシンヤ、マイトリ、ソワカ」であつて、麻生や安江のそれよりは簡略である。この眞言の原形が淨家諸回向寶鑑三、青面金剛神呪第二項所掲の「オンコウシンライ、コウシンライ、マイタリ、ソワカ」であり、その「マイタリ」が彌勒 Maitreya の訛傳であるとすれば、庚申の眞言は日本の庚申待が中國の三戸信仰の傳來したものであることを示す一證となるであろうことは、前稿でのべたとおりである。⁽¹¹⁾その後大阪の四天王寺に赴き、牧村史陽氏より種々御教示をえたが、天台宗での庚申の眞言は「唵帝婆藥叉、盤陀盤陀、莎訶」というのだそうである。従つて庚申の眞言には、少くとも二つの系統があるわけである。

右のような「おつとめ」がすむと、普通の庚申講の場合には臺所に席をうつし、いろいろを圍んで神酒を頂き、茶菓子をたべ、茶をすすりながら雑談に時をすごすのである。大藪でも他の多くの地方と同様、「話は庚申の晩」「悪口でもよいから夜明けまで話をせよ」、「人の噂も鶏のなくまで」、「べくらおそくまででもよいから、話をして夜をふかせ」などといわれ、夜おそくまで話をしてくる。この組の人々はその理由につれて、「庚申さんはさびしい神で、皆が集つて話をして自分を慰めてほしい」というからだ」とか、「庚申さんは、なぜかわからないが他から責められるので、慰めてほしくというからだ」などといふ傳えてくる。これらの傳承が、夜おそくまで大勢で集つて話をすること

とに對する後世の附會による説明か、もしくは庚申さんの本性に對する説明の訛傳かは、いまのところ明らかにすることが困難である。しかし「庚申さん」の本性には、右のような屬性はなさそうに思われるので、恐らく前者であり、そうしてそれは守庚申に對する日本的理由づけではなかろうかと推測される。

いろいろを圍んで行われる話は正に文字通りの雑談で、世間話、噂話、思い出話、自慢話、農作物の話、米價の話、病人があれば病氣の話などさまざまの話が思いつくまゝにそれからそれへと續く。しまいには村長の惡口までとびだすという具合で、それこそ「村中」の話ができるのである。選舉が近くなると政治や選舉の話もあるにはであるが、選舉についてはあまりいわないよう互いに注意するということであつた。⁽¹²⁾ これらの話に花が咲くのが、その場に出る酒の量によつて左右されることはいうまでもない。去年の十二月十八日には、奥の間の次室で食卓を圍んで話がはづみ、はては歌まで歌われたが、これは稀有のことだという話であつた。平素は、話の席から離れて碁や将棋に興ずる者もあるそうである。こうして時をすごして十二時前後に散會するのである。大藪では、すべての集りや講事の最後には伊勢音頭をうたうことになつてゐるが、去年の場合にもやはり散會直前に伊勢音頭がうたわれ、それをきづかけとして人々は供物のお下がりをもらひて思い／＼に歸宅した。

右のような有様なので、人々は皆庚申講を樂しみにしているようである。しかし以前小作人が參加していた場合には——當時かれらは家内使用人と同一視されていた——、彼らはやはり遠慮がちで、下座にすわり、話にもあまり加わらず、早く歸えることもあつたといふ。けれどもこの場合とくに注意しなければならないのは、庚申講が行われる日には、朝から仕事を休むこと、おはぎを存分にたべられたこと、の二つの事柄である。古くから講の日には、下男下女にいたるまで朝から仕事を休むしきたりになつていて、もしうつかり肥料などに手をふれると、ほめられるどころ

ろか逆に叱られたという。一年中ほとんど休むひまのない農村では、このことはひとり使用人や小作人のみならず、一般に無上の楽しみであつたであろう。その上、御馳走が十分にたべられる。大藪でも、麻生や安江と同様、白米は御馳走であるが、おはぎはさらにその上の「大御馳走」とされていた。講事にはすべて、めつたに口にできない白米を用いるのであるが、庚申講ではその上の「大御馳走」であるおはぎがたべられるのであるから、うれしいのは當然である。「庚申の日は、庚申さんをだしにして御馳走をたべる日ですよ」と笑つた人もあるたが、ほとんど娛樂らしい娛樂もなく、はげしい労働に明暮れしている農村の人々にとつて、この日はたしかに樂しかつたに相違ない。いわゆる慰安日ともいふべき日であつたであろう。けれども他に多くの娛樂ができ、河原市にパチンコ屋や映画の常設館までできた今日では、とくに若い人々にとつては、この晩も全く魅力を失つてしまつていて。去る十二月十八日にも、參會者はほとんど五十代以後の人々であつた。しかもそれらの人々できえも、ラジオによつて浪花節、講談、落語などを各自の好みに應じて隨時楽しむことができるようになつたので、この日のもつていた古來からの意義の大半は失われ、行事は單なる慣習となり、全く形式と化し去つてゐるようである。にも拘らず楽しみとされ、存續していくことについては、單に庚申講としてではなく、一般的な「講」の機能といふ點から再検討してみなければならぬのではないか。さらに一步を進めて、講員全部がこの講を心から楽しみにしているかどうかといふことも、考えなおしてみなければならない問題のように思われる。

大藪では、庚申講の祭祀對象である「庚申さん」は、つきのよき機能をもつと考えられてゐる。まづ祈れば作物がよくできるといつて、豊穣の神とする。つぎに多くの人々は福の神と考えてゐる。すなわち「庚申さん」は何事によらず倍にして返えしてくれる神で、祈れば幸福が齎らされ、惡事や災難を免れる事ができる、といつてゐる。第

三には悪魔や風邪をふせぐ神とされているが、一方では風邪をもつてくるとも考えられ、庚申の日の後にひいた風邪を「庚申さんの置土産」とよんでいる。これは恐らく、風邪をふせぐ神の訛傳であろう。また家の守り神という説もある。さらに「庚申さんは秀吉の守り本尊で、もとは修行者であつた」という説をのべた故老もあつた。しかし「この話は昔きいだのではつきりとはわからない」と附言した。ところで京都の栗田口尊勝院の由緒記によると、明治維新のころ尊勝院に合併された金藏寺の本尊の青面金剛尊（庚申尊）は、秀吉が守護神として崇敬していたものであり、現在の堂宇は秀吉が文祿・慶長の役と桃山城の安寧祈願のために、文祿年間に建立したもので、秀吉はしばくこゝに参詣祈願した、ということである。また大阪四天王寺の庚申堂の堂宇は片桐且元の建立にかかるといわれている。そうしてこの美濃町地方は、前稿でもふれたように、京阪文化圏ともいべき地域に入っている。そこで大藪における右の傳承は、恐らく尊勝院由緒記にみえる傳承と何らかの關連があるよう考へられる。やゝ推測にすぎないが、この地方の人が京都に赴いて右のような傳承を聞知り、それを歸郷後周囲の人々に傳えたのではないか、と思われるるのである。たゞ「修行者であつた」という傳承については基くところが明らかでないが、そこにはかすかながら修驗道との關連が窺われるるのは興味が深い。⁽¹³⁾ なお尊勝院は「栗田口の庚申さん」と俗稱され、いまだ庚申の日には參詣人が絶えないという話である。戦前には、院中心の庚申講があつたので、それを復活しようとする動きが最近起りつゝあるそうである。また麻生では「庚申さん」を女の守護神とする考え方があるが、大數にはない。けれども栗田口の庚申さんでは庚申の日にこんなにおふだをはつて祈禱して貰い、枕の上に天井からつるしておくと、百病ごとに婦人病や腰痛には特效があるといわれているから、麻生の説はこの信仰と關連がありそうに思われる。なお「女庭訓大倭襄」に「庚申さん」に祈ると何でも成就するが、中でも女を災厄に守るとみえているから、あるいは、この

ような信仰の名残りかも知れない。

大藪での庚申の日の禁忌は、あまりきびしくない。たゞ、この日に孕んだ子は石川五右衛門になるといつて、夫婦の同衾をつゝしむのみである。この日に生れた子供の名に金篇の字を用い、もしくは婦人の結髪や鐵漿をつけることを忌むなどのことは、古くからなかつた。なお「庚申の日には悪い雨がおちるといわれている」とのべた故老があつた。この傳承の意味は、私に語つてくれたその故老にもわからなかつたのであるが、これは健康に注意せよという意味ではないかと思われる。とにかくこの日を「つゝしみ」の日としていることだけは事實のようである。

この組が助左衛門組とよばれる理由の一つに、先代の助左衛門が講の基本金を寄附したことがあげられる。「基本金記録」と題するその時の文書によると、先代助左衛門は大正十二年二月の初庚申の際に、この組に講の基金として三十三圓を寄附した。そこで人々は、その中の二圓をその年度の講の費用にあて、一圓で庚申のお掛圖を購入し、保管箱を新調した——因に、現在京都市三条小橋の三法堂で發賣している青面金剛の畫軸は、最小のものでも八百圓である——。殘額三十圓は預金とし、その一年分の利子を爾後の各年度の講の御供費に分割充當することに定めたのである。貨幣價値の變動した現在では、この利子・基本金はともに利用價値を失つてゐるけれども、それでもやはり從前通り、その文書および預金通帳をお掛圖とともに箱に入れて、頭屋が廻りもちで保管してゐる。従つてこの組が浅妻家中心の集まりとなるのは、當然のことゝいえよう。

以上が大藪における庚申待およびその信仰の概略であるが、つぎに庚申塔について一言附加しておく。

今回調査した美濱町の三部落には、庚申塔はほとんど見當らず、わづかに麻生と大藪との寺院の境内に各一基宛存するのみであつた。故老に尋ねても、昔からなかつたというだけで、その理由は全くわからない。麻生の庚申塔は、

高さ約四十粁、底部から上部に向つて細くなつてゐる自然石の表面に「庚申塔」と刻んであるのみで、建立年月や建立者名は記してないから、一切のことが不明である。風化の状態からいと、あまり古いものとは思われない。恐らく江戸末期のものであろう。塔への参詣はほとんどせず、たゞ七庚申の時に塔婆をたてるにすぎないという話であった。従つて麻生における庚申塔への信仰は、現在ではないに等しいといふことができよう。大藪の塔も、高さ約六十粁の自然石造りの「庚申塔」と刻した文字塔であるが、建立者名や年月が記してある點が麻生の塔と異なる。すなわち塔の右側面には「安政七庚申歲二月吉日」とあり、その下に「施主淺妻助左衛門母」、「世話方助重郎、文二郎」の名がみえているのである。これによつて、安政のころには已に浅妻家がこの組の中心となつていたらしいことが判明する。たゞ、「助左衛門母」が施主となつて塔を建立していることは、前述のようにきびしく婦人をしりぞけるこの地方の慣習に照らして、やゝ意外な感じをうける。あるいは、その先代もしくは夫の供養のためかとも思われるが、過去帳をしらべてもはつきりしたことはわからなかつた。「世話方」の二戸は、ともに同姓の親族で、現在でもその子孫がこの組に参加している。

大藪では、庚申塔には七庚申の際に「生き塔婆」をたて、供物を獻げて参詣することになつてゐる。戰前には、寺の住職が七庚申の日にお掛圖に供える供物と同一のものを供えていたといふが、今回は講員が赤飯を供えたのみであつた。また全員の参詣が原則であるのにかゝわらず、雨天であつたためか、二三の人が代表で参詣して心經を讀誦したにすぎなかつた。この點も庚申信仰の衰退を物語るであろう。「生き塔婆」とは上部に葉のついた枝を一本残したもの、直徑約二粁、高さ約四十粁の椎の木の一面を削つて願文を記したものである。その願文には一定の形式はないが、今回は「奉請呪曰堯諦_{般若}心經福壽無量十方法界七々庚申供養塔」と記してあつた。戰前には寺の住職が筆をとること

とに定められていたが、七庚申の講を寺で行わなくなつて以來、年長者が書くことになり、今回は「庚申祓御詞」を編集した老人の筆になつたそうである。「生き塔婆」は前日に記し、講の際にはお掛圖の向つて右側、床の間の右隅にたてかけておく。講終了後もそのままにしておき、翌朝塔に參詣する際に持参して塔の背後にたて、供物を供えたのち、心經一卷をとなえるのである。そうしてその後はそのままに放置するので、子供の遊び道具になる場合もあるそうである。この「生き塔婆」⁽¹⁴⁾は、奈良縣磯城郡上之郷村の「塔上げ」の際の塔婆や、津輕地方の梢の枝を残した高い柱に相當するものであろう。なお人間でも五十歳になると、「生き塔婆」をたてるのがこの地方の慣習だそうである。

以上、現在日本で行われている庚申信仰の一例として、福井縣美濱町大藪の庚申待とその信仰や習俗についての調査結果を紹介した。これと中國の三戸の信仰とを直接比較してみると、表面的にはあまりにも關連性が乏しいので、兩者は全く別種の習俗であるかの如き感をいだくのが當然である。けれども、これを古いころの文献の記述と照合した上で三戸信仰と比較すると、意外に多くの關連もしくは一致點がみいだされ、日本の庚申信仰と中國の三戸信仰との間に密接な關係のあるらしいことが推測されるのである。そのくわしいことは前稿でのべたが、その際には三戸驅除の方法については一言もふれなかつた。しかし三戸驅除の方法もまた、日華兩國の庚申信仰の關係を明示する一例のように考えられるので、つぎにそれらの方法を具體的に紹介し、兩者を對比してみたいと思う。

三、中國の三戸驅除法

抱朴子、眞誥、太上除三戸九虫保生經、雲笈七籤卷八十一所收の太上三戸中經、重陽全眞集、洞玄金玉集、還真

日本に傳來した三戸信仰の一側面

集、鳴鶴餘音などを始めとする數多くの道教の典籍には、三戸は人間を早死させ、もしくは道教に入信して得道者となるのをさまたげるなどを目的として、さまざまに社會惡を犯させてそれを天帝に報告し、その力をかりて目・耳を始めとする諸器官を病氣にさせようとしているから、早く三戸を驅除して長生の計を考えるようになると力説してある。三戸と名づけられる虫が人間の體内に實在するものではないことは、俞樾や虞兆滄などの清朝の儒家の説をまつまでもなく、明らかである。従つて、多くの道教の典籍にみえる三戸の説は、人々を道教に歸依させ、もしくは道教的な修行をするための手段または方便として、道士たちによつて案出されたものであると推測される。しかもその説は、中國人の長生に対する憧憬と見事に合致して、といふよりはむしろそれに基いて案出されているために、實によく利用された。その結果、一般の人々は三戸の説を心から信ずるようになり、早死を防いで長生もしくは成仙の目的を達成するために、道教とく三戸驅除の諸法を實行していたように考えられる。⁽¹⁵⁾ 主として儒家の手によつて撰述された太上感應篇およびその註釋書類に、三戸の驅除法を實行したために長生したという功德話が多く載せられ、宋代以後には民衆佛教——この言葉の概念規定は現在なお確立されていない。こゝでは成立佛教に對比されるもの、儒・道二教をとり入れて、いわば民間信仰のような形となつてゐるものといふ意味で使用しておることをお断りしておく——にもとり入れられて、僧侶が參加した守庚申會とよぶ結社が多く成立しているのは、その證據である。また道教の典籍のみならず、中國のすぐれた醫書ともいふべき本草綱目卷三の諸虫の項に、白芷・黃精・桃葉・檳榔などをはじめとする多くの三戸驅除の藥名がみえているのは、中國の醫家の間においても、三戸の實在が信ぜられていた有力な證據ではなかろうか。

なお餘談であるが、三戸驅除藥と並んで、蛔虫・蟯虫などの寄生虫の驅除藥が本草綱目の諸虫の項に收められていく

ることや、後述の如く、三戸驅除薬の中に現在でも驅虫剤として使用されている薬材が入っていることは、この場合特に注意しなければならない。というのは、このことは明代の醫家が三戸を寄生虫の一種とみなしていたことの表れと考えられるからである。三戸は、しばく三戸九虫とよばれる。けれども三戸と九虫とは別種のものであつて、例えば太上除三戸九虫保生經や夷門廣贊所收の玉函秘典・金匱玄玄などにみえる圖では、三戸は人形または鬼形として、九虫は虫形として表わされている。⁽¹⁸⁾しかもその圖示された九虫の形およびその機能の説明によれば、九虫は正に蛔虫その他の寄生虫である。従つて明代の醫家が三戸を寄生虫の一種と考えたのは、これら道教の説によつた結果に相違あるまい。私は前稿において、三戸は體内の寄生虫から思いつかれたものであろうとの臆説を提出しておいたが、現在でもその考えに變りはない。そうして、寄生虫から思いつかれた三戸は、一方で鬼神的性格を附與されつゝも、他方本來の寄生虫的性格を失わず、後代に至つたものであろうと考えている。だからこそ後述の如く、服薬によつて三戸を驅除する多くの方法が考へだされたのであろう。

數多く傳えられている三戸驅除の方法の中、もつとも普遍的であつたのが、守庚申すなわち庚申の日における徹夜であつた。三戸説によれば、三戸が庚申の夜、人の熟睡中に上天して司命神である天帝にその人の罪過を告げると、天帝はその罪過の輕重の度合に従つてその人を病氣にするといふのである。従つて長生の目的を達成するためには、平生から身をつゝしみ、三戸が天帝に報告するような罪過を犯さないことがまづもつて必要である、けれどもかりにそのような罪過を犯したとしても、それを天帝に告げられないよう、三戸の上天を阻止してしまえば、長生の目的は達成しうる理窟である。そこで、三戸の上天を阻止しうる効力があると稱せられた守庚申が、もつとも普遍的に行われるようになつたのであろうと考えられる。なお守庚申は、三回これを行えば三戸がおそれおののき、七回行えば

三戸が永く絶えるとも説かれている。けれどもこの説は抱朴子や真誥にはみえず、酉陽雜俎や雲笈七籤をはじめ、唐宋時代の撰述と思われる古籍に至つてはじめてみえている。その上、雲笈七籤卷八十二所收の神仙守庚申法の末尾には、註のようすに、本文の文字より細かい字で附載されているのである。⁽¹⁹⁾そこで察するところこの説は、恐らくのうちに附加されたもので、守庚申を行えば三戸の上天を阻止することができるというのが、成立當初の三戸説であつたように思われる。けれどもこのようすな守庚申の實行によつてのみ長生の目的を達成しようとするならば、一生の間、庚申の日ごとに守庚申を行わなければならぬ。これは厄介でもあり、面倒でもあると同時に、あるいは何らかの都合で失念しないとも限らないから不安でもある。かつ人はえて安易な道に走りやすい。そこで守庚申は單に三戸の上天を阻止するのみに止まらず、三戸を驅除することもできるという旨を加えて、一層人々の心をえようとして、右のようないわば安易な説が附加されたのではなかろうか。私には、この説が附加されたのち、守庚申は從來に比べて一段とさかんに行われるようになつたらしく思われる。というのは、唐宋時代の諸書に守庚申もしくは三戸の説がしきりにみられるからである。もし私の推測が正しければ、この説を附加した意圖は見事に實を結んだことになるわけである。この説がときだされた時期は明らかでないが、眞誥にみえないから、恐らく南北朝末か唐初のころであつたと思われる。なお十二月二十三日の夜、平生多くの惡事を犯しておきながら灶神をまつり、天帝にその罪過を告げさせないようにつとめる灶神信仰が、ごく最近まで中國の人々の心をえていたことは、周知のとおりである。人々がそれを心から眞面目に信じていたかいなかつたかは別として、とにかくさかんに行われていたことだけは事實である。このことから類推して、恐らく守庚申もきわめてさかんに行われていたであろうと考えられる。

ところで、平生いかに多くの罪過を犯しても、また全く守庚申を行わなくとも、三戸を身體外に驅除してしまえば

天帝に報告するものがなくなるわけであるから、早死の心配は解消して易々として長生の目的を達成しうる理窟である。その意味から、守庚申とは別に、三戸を體外に驅除する方法が考案されるようになつたのであろうと思われる。このような三戸驅除法は抱朴子に初見し⁽²⁰⁾、眞誥などの南北朝時代の典籍にも散見するが、唐宋時代以後のものにはとくに多くみえている——撰述年代未詳のものは別として——。それらの方法には精疎の差がある。ごく簡単な方法の二三の例をあげると、蕭元瑞が撰し、董德寧が輯錄した金丹大成集所收の金液還丹論には、煉形煉氣して心を靜かにすれば、眞精は自ら朝し、眞息は自ら定つて、谷神は自棲し三戸は自滅するとあり⁽²¹⁾、同じく金丹大成集に收められた金丹問答には、元神がその本宮である上丹田——腦——に棲むようにつとめれば、三戸は自滅するとか、五臟の眞氣を守れば三戸は棄てられるとかみえている。⁽²²⁾また務成子の註した上清黃庭内景經の叙には、まづ九十日間清齋してから黃庭内景經を一萬回讀誦すれば、三戸を除去することができる⁽²³⁾とあり、同人の註した太上黃庭外景經の上部經第一には、鼻から元氣を呼吸して丹田にいれ、唾液を晝夜咽下すれば、伏戸を去り三戸を殺すことができる⁽²⁴⁾とある。陳泥丸の撰した翠虛篇所收の紫庭經には、玉鑪で三戸を焼殺するとみえている。⁽²⁵⁾また歴世眞仙體道通鑑卷四十四の劉無名傳には、無名が黃精や白朮を服用して延生をこいねがつたとある。⁽²⁶⁾これらはきわめて簡単な三戸の驅除法であるが、なおこの他に多くの複雑な驅除法があり、それらは祈禳・禁呪・服氣・服餌および符籤などに分類することができる。その中祈禳と禁呪とはほど同様な方法であり、服氣法はきわめて數が少ないので、ここでは便宜上祈禳と禁呪とを一括して祈禳法とし、服氣は符籤法の末尾に附載することにする。

A 祈禳 法

ここに祈禳法と名づけたのは、呪文をとなえ、もしくは呪いを行つて、三戸を驅除しようとする方法をさす。

1 庚申日夜禁絕尸鬼法（假題⁽²⁷⁾）

庚申の日の夜ごとに、朱砂を兩眼の下部に點じ、雄黃を右の鼻孔につけ、左の鼻孔中にも少量を入れ、三回叩齒したのち、つぎのような呪文をとなえる。

上景飛纏 朱黃散煙 氣撮濁邪 尸穢沉眠 和魂鍊魄 合形爲仙 令我不死 福壽永全 聰聽徹視 長亨利元

この呪文をとなえ終つてまた三回叩齒し、唾液を三回咽む。ついで右手の第二指で右の鼻孔下を、左手の第三指で左の鼻孔下を、各七回おさえるのである。そのおさえる際に手をあげてはいけないとされている。玉函秘典にみえる方法では、朱砂も雄黃とともに水にとかして用いるようにとかれてゐる。恐らくはこれが正しいであろう。なお朱砂・雄黃についての説明は、服餌法の項にゆづる。

（太上除三戸九虫保生經、玉函秘典、庚申日服符祛三戸除九虫妙訣條）

2 甲子日伏三戸秘法（假題）

甲子の日の夜明、正午および日没時の三回、東面の水各一升をとり、黄昏後、星や月のみえる場所すなわち野天にさらしておく。そして夜半に至つて、東面してこの水をのむのであるが、その際つぎの呪文をとなえる。

天清地寧 日月五星 六甲神水 減戸賊兵 回凶爲吉 元亨利貞 急々如律令

（太上除三戸九虫保生經、玉函秘典、伏三戸秘法條）

3 太上眞人口訣

春の乙卯の日、夏の丙午の日、秋の庚申の日、冬の壬子の日の就床前に——玉函秘典には「就床前」の句なし——、朱砂・雄黃・雌黃各三分をついて細かい粉末とし、それを綿で嚢の大きさにくるんで鼻孔をふさぐ。これを消三戸鍊七魄の道というが、秘法であるから、絶対に他人に知られないようにして行わなければならぬ。そうしてその翌日の日中に東に向つて流れる水で沐浴したのち、新しい衣服にきかえ、牀席を整飾⁽²⁹⁾し、鼻孔を洗う。ついで寝臺の下や居室を掃除して淨らかにし、枕を安んじて寝臺に仰臥して、やゝしばらくの間閉氣握固する。そうしてつぎの呪文をとなえる。

天道有常 改故易新 上帝吉日 沐浴爲眞 三氣消戸 朱黃合魂 寶鍊七魄 元與我親

この法は、さきにあげた四日の中の一日だけ行えばよいとされている。

(太上除三戸九虫保生經、玉函秘典、太上真人呪驅三戸法條)

なお、この法は太虛真人消戸法と題して、雲笈七籤卷八十三にも收められているが、乙卯の日を甲寅の日とするなど、多少字句に相違がある。

4 趙先生口訣祝戸虫法第一

月建⁽³⁰⁾の日の午前二時にひそかに庭にてて、東方に正對して身體を平らかにし氣を正して、三十回叩齒を行ふ。ついで頭をあげて少し仰ぎ、すぐまた下げてうつむき、唾液を十四回のむ。また掌を上方にして手を前に出すこと十四回、前後に手を仰緩してつぎの呪文をとなえる。

南昌君五人 官將百二十人 爲某甲除三虫伏戸 將某周遊天下 過度災厄

呪文をとなえ終つたならば除々に左廻りをして室に歸り、就床する。これを三年づづけると戸虫は消滅する。

もし重建——一月に月建の日が二回あること——の場合には二回行わなければならぬ。

(太上除三戸九虫保生經、雲笈七籤卷八十三、玉函秘典、趙先生除三戸九虫之法條)

5 趙先生口訣祝尸虫法第一

春の月の甲乙の日の夜、歲星に向つて再拜し、心中でつぎの呪文をひそかにとなえる。

願東方明星 若扶我魂接我魄 使我壽如松柏 千秋萬歲 長生不落 除我身中三戸九虫 盡去消滅

この法は、常に清潔な場所をえらんでしきりに行わなければならぬ。

(太上除三戸九虫保生經、玉函秘典、仁德樂生君除三戸法)

この法は同じ題で雲笈七籤卷八十三にも收められてゐるが、呪文の字句に出入がある。

6 趙先生口訣祝尸虫法第三

毎月晦日の日出の時——雲笈七籤には「日出」につくるが、太上除三戸九虫保生經および玉函秘典には「月出」につくる。どちらが正しいかは、いまにわかつて決定しがたいけれども、雲笈七籤には「日出昕々時」とあるから、しばらく「日出」に従うことにしておく——、東の方日出の方向に向つて禹歩すること三歩、つぎの呪文を三回となえる。

諸星、月中に虫兔蝦蟇 日中有虫三足鳥 水中有虫蛇與魚 土中有虫蛾蝶姑 腹中有虫蛇白徒

これは秘傳であるから、他人に傳えてはいけない。

(太上除三戸九虫保生經、雲笈七籤卷八十三、玉函秘典、淵靜真人除三戸九虫呪)

たゞ、呪文の字句は右の三書の間で、多少の相違がある。また右の呪文の最後の一旬で、三戸を寄生虫の一種

としていたことが明らかである。すなわち蛇とは蛇虫で、いまの蛔虫であり、白とは寸白で、いまの縫虫である。なお右の驅除法中にいふ「禹歩」とは、呪術的な歩行法の一種である。まづ氣を閉ぢてから、左足を一步前に出し、つぎに右足を出し、最後に左足を右足にそろえる。これが禹歩法の第一歩である。第二歩は第一歩の逆、すなわち最初に右足をふみだす。第三歩は第一歩と同様である。

7 思 神 法（假題）

常によく齋を修め戒を奉じて晝夜神を思念すれば、三尸は上天することができない。

8 仙人劉京法（假題）

仙人劉京は、皇帝隆につきのように告げた。朝目をさましたら顔を洗う前にあぐらをかいてすわり、唾液を一杯にみたしてうがいをしたのち、これをのみ、十四回叩齒を行う。これを二回くりかえすのである。一體叩齒は身内の神を安んずる方法であり、歯を朽ちさせない方法でもある。また唾液をのむのは身體を強健にし、顏色や皮膚につやを出せる方法であるとともに、三戸虫を去つて長生する方法でもある。従つて右の方法を終生續行すれば、仙人になることができる、と。

（三洞樞機雜說、啄咽按摩法所引眞詰）

9 五行紫文除戸虫法第一

毎月一日および十五日の正午に、目をとぢて西方に向き、兩眼からでる青氣、心中からでる赤氣および臍下からでる黃氣を保つようにする。すると、この三氣が合して一となつて一身をうるおし、しばらくすると内外に

通徹して、火光のような状態になることがわかる。この状態をしばらく續けたのち、十四回叩齒して唾液をのむ。これを永年つゞけると、身體に五香のかおりがするようになつて、三戸を除くことができる。

(太上除三戸九虫保生經、雲笈七籤卷八十三、玉函秘典、蔣先陽除三戸法條)

10 五行紫文除戸虫法第二

常に七月十六日に手の爪をとり、焼いて灰として服用すると、九虫三戸が消下する。

(雲笈七籤卷八十三)

11 五行紫文除戸虫法第三

寅の日に手の爪を、午の日に足の爪をきるのを、斬三戸という。

(雲笈七籤卷八十三)

12 道經除三戸法

寅の日に手の爪を、午の日に足の爪をきり、十一月十六日に焼いて灰とし、白湯で送下する。

(玉函秘典、同名條)

13 切爪法(假稱)

甲寅の日に指の爪を、甲午の日に足の爪をきれば、戸魄を制することができる。それは、この日三戸がそこに遊ぶためである。

(雲笈七籤卷四十五所收秘要訣法、嗣三戸日第二十一)

七月十六日に手足の爪を切れば、腹中の三戸虫を除くことができる。

(太上靈寶五符序卷中)³²⁾

15 除三戸法

常に鶲鳴の時、唾液で口をすゝいで咽下すること三回ののち——太上除三戸九虫保生經および玉函秘典には、このつぎに「戊上寅起」の一句が挿入されている——、徐々に氣を定める。この時には他人と話をしてもいいならない。

16 六甲存童子去玄靈法

甲子の日には玄靈——衆神の主といわれるもの——が人の生命を伐るから、その夜半に起坐端策してひそかに玄靈の名、彭倨、彭質、彭矯を、耳にも聞えない程度の小聲で七回となえる。そうして清淨の法を守り消息の宜しきを動用して晝夜ねなければ、真人となることができる。なお、六甲や庚申の日にもこれを行わなければならぬ。

(雲笈七籤卷八十一)

17 撫心法(假題)

毎夜就床の際に二十一回叩齒し、左手で心臓の上をなで、三戸の名をよべば、三戸は害を與えない。

(雲笈七籤卷八十一所引太上三戸中經、玉函秘典、太上經制三戸法條)

18 庚申夜祝戸虫法

日本に傳來した三戸信仰の一側面

庚申の日の夜半、平坐してまづ七回叩齒し、額をたゝいて上戸彭倨をよび、つぎに叩齒七回ののち心臓の上をなでて中戸彭質をよび、最後にまた七回叩齒してから腰をなでゝ下戸彭矯をよび。そうして両手の掌上に太上とかき、つぎの呪文をとなえる。

吾受太上靈符 五嶽神符 左手持印 右手持戟 日月入懷 濁氣出 清氣入 三戸彭倨出 彭質出 彭矯出
急々如律令

19 用甲子日除三戸法

甲子の日の夜半に髪をといて東向して坐し、腹中にいる伏戸の名字をよぶ。その第一の名は蓋東、第二は彭侯、第三は蝦蟆である。一回その名をよぶごとに右手で心臓の上を三回なでるのであるが、もし戸がそれに應じた場合には、去つて人の過失をいわなくなる。また男子は左手、女子は右手で心臓をなでれば、伏戸は留り、去つて人の過失を上言しないともいわれている。なお、行氣や閉氣につとめれば、身中の神が安んずるから、久しくこの法を行つてゐるだけでも三戸は姿をけてしまふ。

(雲笈七籤卷八十二)

(雲笈七籤卷八十二)

20 六甲除三戸法

甲子の日の夜半、心を清らかにして中庭を掃除し、一卓を正しく北方に向けて安置し、その卓上に井華水一夜明け方にくんだ井戸水——を満たした杯を三個ならべる。ついで頭髪をといて後方にさばき三回拜跪したのち臣と稱し、つぎのようになるとある。

自某州郡縣鄉里曾孫某甲 奉請 北極三臺君 斗中真人 請以三杯水 除去三戶 令其修道得神仙

右のようにとなえてから卓上の三杯の水を、東側の杯から順次にのむのであるが、東の杯をのむ時には「日月君水 除我頭戶」ととなえ、中央の杯をのむ時には「真人水 除我腹中戶」と、最後の西側の一杯をのむ時は「日月君水 除我足戶」ととなえるのである。これを終つたならばまた臣と稱して三拜し、左廻りをして室内にかえつて就床する。その夜、人が別れを告げてさる夢をみたならば、それは三戸が去つた證據である。もしのような夢をみなかつたならば、まだ三戸が去らないのであるから、つぎの甲子の日にふたたびこの方法を行わなければならない。

21 側臥法（假題）

三戸は常に人の脾臟にいるから、修法の夜、右を下にして側臥すれば、三戸は動くことができない。そうして心中でつぎのようになると見える。

三戸九虫 我已知爾所能也

と。その夜睡眠中に、自分の名をよぶのをきく、誤つて應答した場合には、すぐ起きて正坐し、叩齒十二回のち、心中で

吾知汝是三戸九虫耳 但知行正意役使

ととなえ、決して夢の中で應對してはいけない。

22 思念道誠去三戸法

常に行いを正し、行住坐臥にも道を思つて神氣を保ち、萬邪に拘らないように心がけていれば、三戸は自然に去り、百病九虫もみな自然に消除される。

23 存心中赤氣去三戸法

常に心中からでる赤氣が上にのぼり、のどを通るように祈念して、その赤氣を泥丸（脳）に止めるようにすれば、三戸が自然に去るばかりでなく、長生して、司命の神がその人の名を不死の紫籤に刻するようになる。

（雲笈七籤卷八十三）

24 天蓬神呪

心中に五神を念じ、北面して叩齒すること三十六回ののち、つぎの呪文をとなえる。

天蓬天蓬 九天殺童 五丁都司 高牙北公 七政八靈 太上浩凶 長顱巨獸 手把帝鍾 素梟三神 嚴駕夔龍 威劍神王 斬邪滅蹤 紫氣乘天 丹霞赫衝 吞魔食鬼 橫身飲風 蒼舌綠齒 四目老翁 天丁力士 威南禦凶 天驅激戾 威北衝鋒 三十萬兵 衛我九重 辟戶千里 去却不祥 敢有小鬼 欲來見狀 鏗天大斧 斬鬼五形 炎帝烈血 北斗然骨 四明破骸 天猷滅類 神刀一下 萬鬼自潰 急々如太上帝君律令
となえる際には、四言ごとに一回叩齒しなければならない。この法を三回くりかえすと、鬼は眼がつぶれて滅んでしまう。

（天蓬神呪⁽³³⁾）

なおこの法は、雲笈七籤卷四十五所收の秘要訣法、寢臥時祝第二十三に北帝祝法と題して收められているが、兩者の間に字句の相違がある。

25 用元梁使者法（假題）

邪氣を除き百病を治そうとするには、叩齒十四回ののち、つぎの呪文をとなえる。

左社右稷 元梁使者 逐捕災殃 急急如律令

この呪文は五回唾液をのみこむごとに一回となえるのであるが、六回くりかえしたならば、一回休息する。この法を一晩に十二回宛、三十日間行いつゝけると邪氣が去り、六十日間で小病がいえ、百日にして大病がいえて、三虫三戸はみな走出して死ぬ。

（老子中經第十八神仙條）³⁴

なお元梁使者とは大腸・小腸の謂で、邪氣を逐捕することを主とする神、左社・右稷は肺尖にて奸賊を捕えることを主とする神とされている。

26 太上經制三戸法

寅の日に自分の罪をしらべて、大聲でつぎの呪文をとなえれば、三戸は自然に殄滅する。

太上有命 令我修行 彭琚 彭瓊 彭璫 台光 爽靈 幽精 三戸泯滅 現我光明 魔王保舉 得道飛昇

急々如律令勅

右のように三戸を呪斬したならば、十日間、定められた法によつて行持を怠らないようにしなければならぬ。

(玉函秘典、同名條)

27 食氣祝呪法（假題）

この法は禁呪法と服氣法とを併用するのであるが、便宜上こゝに附載しておく。

もし神仙となり不死となることをのぞむならば、まづ三虫を去り伏尸を下さなければならない。そのためには、服氣すなわち深呼吸を三十回行つてから一回唾液をのみこむことを、三回くりかえしたのち、一回休息する。これを毎日四回行うのである。そうして夜半の鶏鳴の時刻に、つぎの呪文をとなえる。

東方青牙 紫雲流霞 服食青牙 飲以朝華 三咽止

南方朱丹 煥燐徘徊 服食朱丹 飲以丹池 三咽止

中央黃氣 黃庭高仙 服食黃氣 飲以醴泉 三咽止

西方明石 燥靈金質 服食明石 飲以金液 三咽止

北方玄滋 玄珠潤滋 服食玄滋 飲以玉飴 三咽止

この法を三十日間つゞけると、三虫はみな死に、伏尸は走りさつて再びかえらず、身は神仙不死となる。

（老子中經第二十七神仙條、黃庭遁甲緣身經、太上洞玄靈寶授簡符文要訣、太上混元真錄³⁵）

なお右の呪文は、四者の間で多少出入があるが、後三者はほとんど同じである。
以上が祈禳および禁呪による三尸驅除法である。

B 服 餌 法

延命長壽、不老不死を目的とする道教では、その目的達成のための手段として、辟穀・導引・房中・積徳など、多

くの方法がとかれているが、前述の禁呪・祈禳や、こゝにのべる服餌もまたその方法の一つであつた。服餌とは、長生を目的として金石もしくは草木から製した薬を服用する方法であつて、一に服食ともいふ。従つて長生を目的とする三戸驅除法の一法として、服餌法とも名づくべき方法があるのもまた當然といわなければならぬ。ことに三戸を寄生虫の一種と考えていたらしいのであるから、服薬によつてこれを除去するよう考へつくことはごく自然である。道教において、服餌といふことがとくに重要視されたためか、そのために用いる薬材は實に莫大な數に上るが、それらの薬材は效能によつて上・中・下の三薬に大別されている。その上薬中の上薬とされてゐるのが、金丹または單に丹とよばれる長生薬で、その種類や製法も多い。三戸驅除薬として、この金丹も使用されるが、それは金丹の性質上當然であろう。なお道教では、服薬してもその效がなかつた際の逃口上のためか、神秘化して權威づけるためか、その點は明らかでないけれども、とにかく製剤の方法を秘密にし、またその薬材をも道教特有の異稱でよんでゐるために、不明な場合が少くない。その上、私はいわゆる漢法醫學については全くの素人で、知識が皆無である。そのため、以下紹介する三戸驅除の服餌法については初步的な誤りが多いことゝ思う。大方の御示教、御叱正を切に願う次第である。

1 神符法(假題)

九丹中の第二丹である神符丹を三さじ服せば、三戸九虫はみな消壊し、百病は平愈する。

(抱朴子卷四、抱朴子神仙金匱經卷下)³⁶

たゞし、兩書とも神符丹の製法や薬材については一言もふれてないので、具體的な點は一切不明である。

2 美門子丹法

日本に傳來した三戸信仰の一側面

酒と丹砂——抱朴子には「丹」につくるが、抱朴子神仙金沢經卷下には「丹砂」につくる。恐らく抱朴子は「砂」字をおとしたのであらうから、いまは金沢經に従つておく——一斤とをませたものを、三斗の酒につけたのち、四十日間——金沢經には三十日につくる——さらしておく。これを一日服用すれば、三虫百病はたちどころに去る。

(抱朴子卷四、抱朴子神仙金沢經卷下)

丹砂は朱砂・銀朱ともい、鎮心劑であるが、丸薬の衣として使用される。酸化水銀である。

3 小 丹 法

丹——丹砂にもつくる——一斤をついてあるい、淳苦酒三升、漆——金沢經には淳漆につくる——二升とまぜ、とろ火で煎じて麻子大の丸薬とする。これを一回三錠、一日二回宛服用すれば、三十日にして腹中の百病はいえ、三戸は去る。

(抱朴子卷四小丹法、抱朴子神仙金沢經卷下、抱朴子卷十一餌丹砂法)

たゞし、抱朴子卷十一にみえるところと前二者とは、字句に多少の出入がある。

苦酒は米酒を醸酵させてつくつたもので四~五%の醋酸を含むいわゆる酢、漆は漆の木からとつた液で陳久悪血を去るのに用う。淳とは「よい」という意味である。

4 用 葛 蒲 法 (假題)

むかし陶潛は、五月五日にとつた菖蒲を蜜とまぜて丸薬を作つたが、その效能は絶妙で、老人子供が服用しても決して害がなかつた。その服用法は、毎日早朝および正午に二十五粒宛、晩に三十粒を服用するのである

が、これを一年間かゝさずつゞけると、三戸九虫は去つて、二度と人をさわがせることはないといわれている。

（神仙服食靈草菖蒲丸方傳）⁽³⁷⁾

なお本草綱目卷十九菖蒲の項には、道藏經の菖蒲傳にいふとして、つぎのような方法がみえている。すなわち、菖蒲一斤を水と米のとき汁と一緒に晚づゝつけたのち、皮をとつて切り、乾燥してから細かくついてみると、これを糯米でつくつた粥とまぜ、熱蜜を加えて梧子大の丸薬をつくる。これを目のあらい葛製の袋に入れ、通風のよい場所において乾燥し、朝および就床前に三十錠づゝ酒で服用すること五年間にして、三戸九虫をのぞくことができる、とある。けれどもこの方法は、現存道藏所收の菖蒲丸方傳にはみえていない。従つて現存の菖蒲丸方傳は完本ということはできないようである。菖蒲は、健胃強壯剤として使用される。

5 用槐子去三虫法（假題）

槐の實を、皮のついたまゝ細かくつき、蜜を加えて杏核大の丸薬とする。これを一回三錠、一日二回服用することを永くつゞけると三戸が去る。

（太上靈寶五符序卷中）

槐は痔の薬として使用される。

6 章 陸 酒 方

もちあわ三斗、小麥の麴十斤、天門冬の粉末一斗、白くした章陸十斤を乾燥して粉末としたものをあわせて、酒をつくる。六十にして酒ができるならば、絞つて滓をとりさる。この酒を少量づゝ久しく服用すると、腹

中の氣をまして、三虫を去り伏戸を殺すことができる。腹中の氣をますためには腹中を肥さなければならぬが、そのためには斷食の必要がある。従つてこの方を行ふ場合には断食をしなければならない。

(太上靈寶五符序卷中)

天門冬は「くさすぎから」で、強壯剤・祛痰剤であり、章陸は商陸ともい、「やまじぼう」で、利尿剤・下剤である。

7 斷穀常飮法

天門冬の心皮をとつてから粉末とし、酒をつくる。これをのめば三虫伏戸を去り、氣を益し、飢餓を感じなくなる。

(枕中記)⁽³⁸⁾

8 服雲母方

五色の雲母一斤を、茅屋に久しくたまつた水——秋ならば百草の上においていた露——とまぜて細かい粉末とし、韋製の袋にいれて百日間もむ。これを絹のふるいでふるつたのち、竹筒の中に入れてその口をふさぎ、瓶の下におき、その上に白沙一石をかけてから、一晝夜の間むす。ついで黍・稻米一石宛をこれに加えて、さらに一晝夜むす。これを二回くりかえす。それを白蜜一升とまぜて銅器にいれ、湯の上で煎じて麻子大の丸薬とする。これを毎夕星の出る時刻に二錠づゝ服用し、百五十日たつたならば、丸薬を梧桐子大に改め、鶴鳴時に一錠を服すようにする。これを七十日間つゞけると三虫伏戸がみな去る。

(枕中記)

雲母は含水硅酸アルミニウムカリウムで、強壯剤である。間歇熱にも用いる。

9 餌雄黃法第一

雄黃の粉末を飛取花をもつて數日間むし、これに白蜜を加えて丸薬とし、一日三回服用すれば三虫が去る。松脂を加えてねれば、一層效果がある。

(枕中記)

雄黃は鷄冠石で、三硫化砒素である。漢法藥では薰烟劑または排毒驅蟲劑として使用される。松脂は松の樹脂で、淋疾の内服藥、膏藥の原料とされる。飛取花は不明。

10 餌雄黃法第二

消石を使用して液化した雄黃を松脂でねり、小豆大の丸薬とする。これを一回二錠、十日間服用すると三虫が下り、二十日間で百病がいえる。

(枕中記)

消石は利尿劑として使用される。

11 用雄黃法(假題)

雄黃による三戸の驅除法には、蒸煮する法、消石を用いて液化する法、猪脂の中に入れて赤土の下でむす法、松脂とまぜる法、猪脂・松脂とまぜてねり、布のように引き氷のように白くして用いる法など、多くの方法がある。いづれにしても、このようにして製した藥を服用すれば、百病をのぞき、三虫を殺して長生することができる。

(本草綱目卷九雄黃條、抱朴子卷十一、枕中記)

12 除 戸 鬼 法（假題）

雄黃・大蒜各一兩をついて細末とし彈子大の丸薬をつくり、つねに熱酒で一錠を服用していれば、戸鬼の害を除くことができる。

(本草綱目卷九雄黃條)

大蒜は「にんにく」で、利尿健胃剤であるが、これを多量に常用すると縊虫を去るとの説もあり、また大蒜の細末を乳汁に混じたもので浣腸して蟻虫を下 das 方法も行われてゐるから驅虫剤でもある。

13 去三戸益氣延年却老法（假題）

二兩の雄黃を粉末とし、九回水飛したのち新しい竹筒に入れ、その口を蒸餅でふさいで七回むす。それによい粉脂一兩を加えて綠豆大的丸薬をつくる。これを一回七錠、一日三回酒で服用すると三戸を去ることができる。

(本草綱目卷九雄黃條)

水飛とは、水にとかして沈澱させ、その水を去つて沈澱したものを乾燥して細かい粉末をうる方法である。粉脂は不明。

14 真人授魏夫人穀仙丸一名制虫丸

甘草六兩、丹砂三兩、大黃五兩、乾地黃七兩、五味子五兩、白朮三兩、人參五兩、茯苓四兩、當歸三兩半、天門冬四兩、朮（木の誤寫ならん）防已一兩、猪苓三兩、細辛二兩、決明子二兩を各別についてあるい細かい粉末

とする。ついでまづ甘草の粉末を白にいれて一千回つき、これに丹砂を加えてまた一千回つく。このように、右の十四種の薬材を所掲の順に従つて順次に加え、その度毎に一千回宛、計一萬四千回つく。これに白蜜を加えてよくねり、さらに一萬六千回つく。これを梧桐子大の丸薬として密器中に保存し、毎食後十錠づゝ服用すれば、一年間にして效があらわれ、三戸を去ることができ。この薬を調製する際には潔淨な別室で行わなければならず、他人をませ、もしくは他人にみられてはいけない。また薬をつくる前三日間は、齋戒沐浴をする必要がある。

(枕中記)

甘草は「あまに」の根で、腹痛や急痛などの緩和剤、大黃は「だいおう」で、消炎健胃剤・下剤、乾地黃は「さおひめ」の根をかけぼししたもので、止血・利尿・強壯・強心・解熱剤、五味子は「ちようせんごみし」で、收斂性鎮咳剤、白朮は「わけら」の根で利尿剤、人參は健胃・強壯・解熱・利尿剤、茯苓は「まつほど」で、利尿剤、當歸は精油で強壯剤、驅惡血剤、木防己は「おゝつらふじ」の根で、利尿剤であるが、關節炎や神經痛にも使われる。猪苓は「ちよれいまいたけ」の菌體で、解熱利尿剤、細辛は「うすばさいしん」の根で、鎮咳剤・鎮痛剤、決明子は「えびすぐさ」の種子で、消炎緩下剤として使用され、俗に「はぶ草」といわれているものである。なお「はぶ草」を常飲していれば、決して蛔虫などの寄生虫は生じないという說もあるから、一種の驅虫剤といえるであろう。

東南行根皮五兩、桂心五兩、雲芝英五兩、丹砂五兩、石上菖蒲十兩を、各別に三千回宛ついたのち、すべてを合せて白蜜を加えて、さらに八千回つく。これを小豆大の丸薬として密器中に保存するが、その際、氣が洩れ、もしくはよどることのないよう嚴重な注意を要する。これを夜明け方に東向して酒で服用するのであるが、最初は七錠宛とし、のち次第にその數をふやす。一劑を服用しおわれば穀虫は死に、三戸は枯れる。

(太上除三戸九虫保生經)

なお金箭玄玄には、この方と同名のものが掲げられているが、藥材の分量が異なり、つく回數はすべてゞ五萬回とある。

大附子は附子ともいし、「とりかぶ」との根で、新陳代謝機能の極度に沈衰したものを振起復興させるもの、青木香は「じやこうそう」の根で健胃整腸・強壯利尿剤、麻子仁は「あさ」の種子で緩下剤、薰陸香は薰陸の樹脂で、薰香料、桂心は桂皮の胞脣をとつたもので發汗解熱鎮痛剤、石上菖蒲は「せきしよう」の根で、芳香健胃利尿剤であるが、詹木糖膠と茱萸南行根皮は不明である。前者は恐らく詹糖、後者は健胃・驅風・解凝・利尿剤といわれる吳茱萸の南方にはりだした根であろう。雲芝英とは、雲母粉五兩と雄黃四兩との合製藥である。その製法は、この二薬を合して銅器に入れ、少し藥色が變るまでとろ火にかける。變色したならば竹筒中にいれ、氣が洩れないように急いで松脂で口をふさぎ、瓶の下にかけ、一石の米をむす間、そのままにしておく。米がむせたならば竹筒の口を開ける。雲母・雄黃・松脂が凝脂狀になつていてならば、さらに十兩の松脂を加えてませる。これを二十四日間屋上にかけたのち、一萬回つくと、雲芝英ができる。雲芝英を製する前三日間は齋戒しなければならない。また、制虫丸を製するには、雲芝英を製したのち七日の間齋戒してからでなければい

けない。その間は、五辛五肉をさけ、婦人や雑犬をみてはならず、また製剤はすべて別の一室内で行わなければならない。右の禁忌を犯して調製した場合には、服薬しても何の益もない。調製は一日、三日、七日、十日に限る。その際には神壇に焼香し、東面して行わなければいけない。かつ、曇天や風雨の日はさけるようにいわれている。

16 漆 丹 法

漆三斗もしくは淳漆二升と、鶏のとさか色の丹砂一斤とをあらうて細かい粉末とし、淳大醋三斗とともに銅器中に入れて、三日三晩とろ火で煮る。これを小豆大の丸薬とし、一回一粒、清玄水で服用する。もし清玄水がいやな者は唾液で服用しても宜しい。すると三十日間で百病はいえ、三戸が去る。この薬を服用中は、雑食してはいけない。

清玄水とはいかなる水か不明。大酢は苦酒である。

17 制 虫 細 丸 方

附子五兩、麻子七升、地黃六兩、大きな茱萸の根七寸、朮七兩、桂四兩、雲芝英五兩を、菖蒲の根をにつめて作った一斗半の清醇な酒の中に、かみこなして入れる。但し場合によつてはかみこなさなくともよい。三日三晩つけたならば出して乾燥し、乾燥し終つたならば、また前の菖蒲酒に三日三晩つけ、また乾燥する。これを酒がなくなるまで續け、ついで鐵臼中に入れて細かくついてふるう。それに白蜜をまぜて丸薬とする。これを毎日夜明け方に東向して服用するのであるが、最初は小豆大のものを二錠服し、なれるに従つて一錠づゝま

し、つゝには一回十數錠を服用するようにする。こうして一劑を服用し終れば、穀虫が死に、三戸は枯れる。

(紫陽真人内傳)⁽⁴⁰⁾

桂は桂枝・桂皮の總稱で、發汗解熱劑である。日本では「にくけい」を代用するが、中國產のものとは異なる。

18 老君去戸虫方

貫衆五分、白雀蘆十二分、蜀漆三分、蕪荑五分、雷丸五分、僵蠶四分、厚朴五分、狼牙子四分、石蠶五分を、細かくぎざみ、よい香がするまでしる。それをついて粉末としてあるいはにかけ、蜜を加えて梧桐子大の丸薬とする。これを一回五錠、一日三回輕粉水で服用するのであるが、なれるにつれて次第に錠數をまし、一回十錠とする。すると三十日で效があらわれ、六十日にして百病はいえ、衆虫がつきる。けれども服用前には齋戒し、また至心をもつて服用しなければ効はない。

(太上陰三戸九虫保生經、金匱玄玄、老君去諸虫方)

貫衆は「やぶそてり」で驅虫剤、白雀蘆は「ばいけいそう」で解熱剤、蜀漆は常山の苗で勤慳藥、雷丸は「たけほど」で驅虫剤、僵蠶は「おしゃり」で中風藥・鎮靜劑、厚朴は「ほうのき」の樹皮で利尿・去痰剤、狼牙子の原植物は明らかでないが、日本では「みつもと」の根を代用し、諸瘡藥として用いる。石蠶は「せむし」である。蕪荑の原植物は明らかでないが、「やまにれ」の種子といわれ、疳症・痢疾の藥として使用され、輕粉は甘汞の一種で、殺虫殺菌剤として用いられる。

なお雲笈七籤卷八十二所收の下三戸方は、この法とほど同じであるが、藥材の分量に多少の出入があり、また

黄色になるまで煎るようみえていふ。

19 太上去三戸鍊水銀靈砂秘訣

朱汞一斤、太陽一兩、旭黃三兩を混合して一晝夜とろ火で炒り、紫色になつた時、水火鼎飛すること七回、ついで強い火にかけて火毒をだす。それを大麥の麵でねり、一兩に對して六銖の割で輕粉を加えて、梧桐子大の丸藥とする。これを虛心にして七錠服用すると、百病をしりぞけることができるが、服用中には羊肉や葵菜を口にしてはならない。

(太上除三戸九虫保生經、金匱玄玄、同名條)

朱汞は丹砂であるが、太陽・旭黃はともに不明、水火鼎飛もいかなる方法か審かにしがたい。太陽を太陽草とすれば「なるこゆり」である黃精で、滋養緩和剤である。

20 去三戸虫方(出蘇仙内傳)

蕪荑五兩、狗杞根二兩、乾漆四兩をあわせてつき、細かい粉末とする。朝飲食に先立つて、三本の指でこの薬を捻り、井花水——井華水——で服用すること五日にして、三虫は自ら下る。服用の當初かなしい思いにとりつかれるのは、虫の去る證據である。

(太上除三戸九虫保生經、金匱玄玄、蘇仙内傳去三戸九虫方)

狗杞根は「くご」の根で解熱剤、乾漆は「うるし」の樹幹からとつた液を乾涸したもので、惡血を去るに用う。

21 祝去伏戸法

正月五日または七月七日に採つた商陸の根を、細かくぎざんで三日間玄水につけ、かけぼしにして散薬とする。これを一日三回、食前ごとにごく少量づつ玄水で服用すると、伏戸が盡く下りてしまふ。伏戸は人間の形をしているが、これを祭つたのち、つぎのようにとなえてから埋める。

伏戸當屬地 我當屬天 無復相召

となえ終つたならばすぐにその場を立去り、往路と同じ道を通つて歸るが、途中後をふりかえつてはいけない。また服用中には、一切の血肉辛菜を口にしてはいけない。

(雲笈七籤卷八十二)

商陸は「やまごぼう」の根で、利尿剤、下剤として使用される。

22 去伏戸三虫方

三月三日に採つた桃の葉——に根ともいふ——をついて七升の汁をとり、大醋——太上靈寶五符序には苦酒につくる——一升とともに煎じて五、六分——太上靈寶五符序には五、六合につくる——とし、食前に頓服する。そうして一晩絶食すると戸虫はみな下る。

(雲笈七籤卷八十二、太上靈寶五符序卷中)

桃葉は鎮咳剤として用いられる。

23 上仙去三戸法

丹砂一斤、淳大酢三升、純漆二升をまぜてとろ火で煎じ、永い間乾燥して麻子大の丸薬とする。最初はこれを一回三錠、一日二回宛服用するが、なれるにつれて一回分を二十一錠までふやす。四十日で百病は自然にいえ、

三戸も自然に下る。

(雲笈七籤卷八十二)

24 仙人下三虫伏戸方

茯苓十斤、上皮を削去した商陸の根五斤、清酒・麥麴各五斤をあわせて炊き、酒をつくつてかめにいれ、二十日の間封をしておく。これに、炒つて粉末とした淳大豆を加えて飴状とし、大彈丸大的丸薬とする。最初の十日間はこの丸薬三錠を一回に服用し、ついで卵黄大的大きさの丸薬に改めて服用する。すると、上戸は百日、中戸は六十日、下戸は四十日で爛出する。

大豆は強壯剤として使用される。

なお右の方法の末尾には、當陸散を酒にせずに服用しても三戸が自然に去る、とみえているから、このような別法もあつたことがわかる。當陸は、商陸もしくは草陸の異名である。

25 神仙去三戸法

松脂十二斤を六日間水につけ、七日目の朝日のでる際にその水を去る。これに茯苓十二斤を加えて三斗の淳酒中につけ、日光にさらして乾燥する。これを一月に一斤宛服用するが、萬一服用しにくい場合には、松脂をねつて苦臭をさり、火で温めて茯苓を加え、白蜜でかためて服用する。これを五萬日つづけると太一が迎えに入る仙人となることができる。

(雲笈七籤卷八十二、太上靈寶五符序卷中)

26 神仙去三虫殺伏戸方第一

日本に傳來した三戸信仰の一側面

麴十斤、米三斗、天門冬の粉末一斗で酒をつくり、これに章陸の根を六日間つけ、服用する。服用中は齋戒を守らなければならぬ。服用後五日にして食がへり、二十日にして食事が不要となつて、腸は肥え、氣は充ち、諸虫が去る。また章陸を棗大にして一日三回服用すれば、不老長生して三虫を去ることができる。たゞしこの章陸は、根が人の形をなし、三月もしくは八月に採取したものでなければならない。

(雲笈七籤卷八十二、太上靈寶五符序卷中)

27 神仙去三虫殺伏戸方第二

當陸の根四十斤を採り、皮をむいて細かくぎざみ、八斗の水に入れて東向の竈で煎じる。水が半分になつたならば滓をとり去つてさらに煎じ、蜜を加えて梧桐子大の丸薬として服用する。たゞし、この調製は絶対に他人にみせてはいけない。

(雲笈七籤卷八十二、太上靈寶五符序卷中)

28 神仙去三虫殺伏戸方第三

正月・二月・九月・十月・十一月・十二月にとつた章陸の根三十斤をよく洗い、長さ二寸ばかりに切る。この時、風にあてゝはいけない。これを絹袋にいれて家の北側につるし、六十日間かけぼしにしたのち粉末とする。これを毎朝食前に、ごく少量づゝ水で服用すると、百日にして風に乗つて飛行することができるようになる。

(雲笈七籤卷八十二、太上靈寶五符序卷中)

29 除去三戸九虫方

附子七枚、蕪荑二兩、乾漆二兩を、各別に炒つて、ついてふるつて散薬とする。これを一日二回、空腹時に酒で一さじ宛服用すると、七日で上戸が、九日で中戸が、十二日で下戸が去る。のちにかめの中に下痢をしてみると三戸虫がいるから、それを綿でくるんで東流の水中に葬る。その際、形式的に哭しつゝ

汝死屬地 我得升天

ととなる。歸路は往路とは異なつた道をとつて歸宅する。歸宅の途中で後をふりかえつてはいけない。

(雲笈七籤卷八十二)

30 劉根真人下三戸法

蜀狗脊七枚、乾棗二兩、蕪荑二兩を、定められた法によつて杵をもち、ついて散薬とし、一回一合、一日二回清水で服用する。七日で上戸が、九日で中戸が、十二日で下戸が去る。三戸の形は人にしている。これを綿にくるんで東流の水中に沈めるが、その際

子死屬地 我當升天

ととなる。歸路は往路とは別の道をとつて歸えるが、その途中ふりかえつてはいけない。その後三日間は恍惚としているが、のちによくなる。

(雲笈七籤卷八十二)

狗脊は「ひつじしだ」の根であるから、蜀狗脊は四川に産するそれではなかろうか。止血剤である。乾棗についても明らかでないが、棗の實は大棗といい、緩和剤、利尿剤、強壯剤として用いられているから、恐らく大棗の乾したものであろうと思われる。

31 沈文泰去三戸法（假題）

竹根の汁で丹および黃白をにて、これを服用すれば三戸を去ることができる。

（雲笈七籤卷八十二、神仙古方傳授所來第二項）

この法は沈文泰が弟子李文淵に傳授したものとのようである。雲笈七籤には、いまのこの法はこの二人から出た、とみえているから、恐らく宋代には一般によく行われていたのではなかろうか。竹根の薬效は不明。

32 用天門冬法（假題）

八月・九月に採取した天門冬の根を乾燥して粉末とし、いかなる場所にいる時でも、これをごく少量づゝ一日三回服用する。久しく續けていると、三虫伏戸を殺すことができる。

（枕中記、本草綱目卷十八上、天門冬條）

33 用天門冬膏法（假題）

天門冬の根を流水でよく洗い、皮心をとつてつき、汁十斤をとる。それを砂鍋に入れて、文武炭火で煮る。その際、ぐら／＼煮たてゝはいけない。十斤が三斤に煮つまつたならばやめ、蜜四兩を加えて、さらに煮つめる。そうして水滴がなくなつたならば、これを瓶につめ、十四日間土中に埋めて火毒をさる。これを一回一匙、朝晩二回白湯で服用すると、三虫伏戸を殺すことができる。

（本草綱目卷十八上、天門冬條）

34 用山豆根法（假題）

山豆根をすつて粉末として、一回三分づつ、酒で服用していると、寸白や諸虫を下だすことができる。

山豆根は「みやまとぐら」の根で、解毒剤として使用される。

35 三皇真人鍊丹方

丹砂一斤を粉末とし、淳酒とまぜて泥状とし、それを銅盤に入れて、高閣の上において乾燥する。乾燥中は、これを婦人にみせてはいけない。また陰雨や疾風の日には、乾燥を中止しなければならない。すつかり乾燥したならば、再び酒をまぜて泥状とし、前のようにして乾燥する。こうして三百日間、三斗の酒を用いて乾燥すると、丹砂は紫色になる。それを麻子大の丸薬とする。そこで齋戒沐浴すること七日、靜室中において、毎日早朝、太陽に向つて三錠を服用する。これを一月間つゞけると、三虫が去る。

(本草綱目卷九、丹砂條)

36 用丹砂去三戸法(假題)

美酒五升に朱砂五兩をまぜ、五晝夜乾燥したのちに、ついて粉末とし、蜜を加えて小豆大の丸薬とする。これをつねに二十錠づゝ白湯で服用していると、久しくして效があらわれる。

(本草綱目卷九、丹砂條)

37 餌丹砂法第一

丹砂一斤をよくつき、それをあるいにかけずに淳苦酒一升とまぜて、とろ火で煎じ、麻子大の丸薬とする。これを一日二回服用すれば、四十日にして腹中の百病はすべていえ、三戸はみな去る。百日ならば肌膚堅強となり、千日にして司命の神が死籍を去るようになる。

日本に傳來した三戸信仰の一侧面

(上清九眞中經内訣)
(4)

38 餌丹砂法第二

丹砂三斤をつき、二重にした絹のふるいでよくふるぐ、銅製のかめに入れ、これに淳苦酒九升を加えて泥状とし、高所において乾燥する。これをくりかえすこと三十日にして、丹砂は紫色となり、手にもつても手がぬれず、引けば飴のようになる。こうなつたならば、麻子大の丸薬につくる。これを毎日早朝、一回三錠宛井華水で服用するのであるが、服用に先だち、齋戒すること三十日、五香で沐浴しなければならない。こうして服用すると、一日で三虫は下り、六日で腹中の苦しみはすべて去り、一年にして白髪は黒く、歯はまた生ずる。調剤に先だつて齋戒する必要があり、服用中は生魚・酒・犬肉・生菜・五辛を口にしてはいけない。たゞし、服用の際、少量の酒を飲むことは宜しい。また調剤の時期は夏至の前にかぎり、夏至の後に行つてはいけない。

(上清九眞中經内訣)

39 除三戸虫方

桃の葉をつき、その汁一升を服用すると、三戸虫を除く。

(本草綱目卷二十九、桃葉條所引外臺祕要)

以上が、現在までに偶々しえた主な服餌法である。さらに沐浴によつて三戸を驅除する方法があるので、こゝにその二例を附記しておく。

40 存念上道祝除三戸法（假題）

白芷草の根と青木香とを東流水で煮て、その汁で沐浴すると、諸々の血戸の悪氣をさけることができる。もし

青木香がない場合には、白芷草の汁だけで沐浴してもよろしい。

(無上秘要卷六十六所引洞真太上黃素四十四方經)⁽⁴²⁾

白芷草は、正しくは「えぞおゝよろいぐさ」の根であるが、日本では「よろいぐさ」の根を代用している。鎮靜鎮痛剤である。

41 厥 戸 虫 法

江南に多く生ずる白芷草の根について細かい粉末とし、これで沐浴すれば戸虫を去ることができる。三戸が白芷草の香をきらうためである。

(雲笈七籤卷八十二)

右の他になお、太上除三戸九虫保生經には、朱砂・芝草を服用すれば陰戸が自然に消化する、丹・柏を服せば中戸は害をしない、水銀・湯藥・丹砂・眞鉛を服用すれば陰戸の魄が消滅する、などともみえているから、古來行われた服餌法による三戸驅除法は、現在われわれが目睹しようるものよりも餘程數が多くつたに相違ない。そうして、それらの藥または處方は、實效があると當時の人々に信ぜられていたと思われる。それは、本草綱目卷三主治、諸虫の項や各藥材の項中に、調剤の法こそみえていないけれども、三戸を殺す、三虫を去る、三虫を下だす、伏戸を去る、虫を殺すなどと註した藥名が多く掲げられていることからでも裏書されよう。つぎに参考までに、本草綱目にみえる既述以外の戸虫驅除の藥名をかゝげておく。

理石 長石 白青 粉錫 黃精 青雌 萎蕤 茅針 蘿蕪 艾納香
連翹(翹) 石長生 菰蓄 蟬休 鬼臼 蔦尾 使君子 百部根 赭魁根 通草

葎草 省藤 古鏡

右の中に現在でも殺虫剤・驅虫剤として使用されている粉錫・薦蓄・百部根・使君子などの名がみえることは、三戸と蛔虫などの寄生虫との關係を考える上からいつて興味がふかい。また、右にのべた服餌法で使用される薬で、利尿剤・腹痛薬・健胃剤・強壯剤として現在使われているものが多いことは、三戸の性能と關連して、中國の人々の三戸に對する考え方の一面を物語つてゐるようと思われる。

なお、真誥卷十の女仙程偉妻口訣には、血物を口にしなければ三戸が去るとあり、孫真人攝養論には、十一月に螺・蚌・蟹・鼈を食すと、元氣を損じ、戸虫を長ぜしめるから、口にしてはいけない、とあるから、このような食物上の禁忌も行われていたとすべきであろう。

C 符 篓

道教では、鬼神の役使、辟邪、辟病、護身、鎮宅、招財、招福、長生祈求などの目的で、符籤すなわち「おふだ」を使用する場合がはなはだ多い。従つて、長生を目的とする三戸驅除法の一として、祈禳・服餌の二法とならんと、符籤を使用する方法のあることもまた當然である。けれども前述の祈禳・服餌の二法に比べると、符籤法は意外に少ない。それは恐らく三戸を蛔虫などの寄生虫とするみ方が次第に力をえ、寄生虫が服薬によつて實際に驅除できるためには、三戸もまた服薬によつて驅除することができると考えられるようになつて、とくに服餌法が重んぜられた結果ではなかろうかと推測される。もつともこの推測は、私が從來目睹しえた極めてせまい範圍からするものにすぎない。⁽⁴⁴⁾ 永らく中國で道士たちと親しく交際し、道觀にも入つておられた夏目一拳氏の御示教によれば、現存道藏中には收められていない三戸符が、十數種現行されているといふ。従つて實際には、以下紹介する以外にもつと多くの方法

が行われ、かつ傳えられているわけである。そこで右の推測は、井蛙のそしりを免れないであろう。こゝに紹介する以外の方法について、博雅の示教をお願いする次第である。

符籙法による三戸驅除法の行わればじめた時期については、いまのところ明らかにしえない。周知の如く、抱朴子卷十九遐覽篇には、自來符・金光符以下五十六種に上る多く符名が收められているが、そこには三戸符の名はみあたらない。けれども、これをもつて直ちに當時三戸符がなかつた、換言すれば、符籙による三戸驅除法が行わされていないかつたと断るのは、やゝ早計のそしりを免れないであろう。道教においては、服餌、祈禳、符籙は相前後して行われはじめているようである。そうして前述の如く、抱朴子には服餌による三戸驅除法が數種みえている。また遐覽篇に收められた道経名の中に「三戸集呼身神治百病經」なる経名があり、それに對應するらしく思われる符に「治百病符十卷」がある。そうして符名を列挙した末尾には、群小の符名は省略したともみえている。そこで、當時あつても省略して三戸符の名を掲げなかつたか、もしくは「治百病符」中に收められていたのではないかと臆測されるのである。いづれにしても、符名がみえないからといって、當時三戸符がなかつたとするることは疑問である。當時すでに五十六種にも上る符が行われていたのであるから、三戸符が成立していなかつたとは考えられない。そこでこのようない他の條件をも考慮を入れて、當時すでにあつた、とするのが穩當ではなかろうか。一步を譲つても、抱朴子選述の時代からあまり遠く下だらない時期に符籙による三戸驅除法が成立したとみても、恐らく大過ないであろう。

さてつぎに符籙法について具體的に紹介するが、符の形を紹介することは省略することにしたい。

1 老君六旬六甲符

この符は、服餌法第十八の「太上去三戸鍊水銀靈砂秘訣」によつて調製した薬液をもつて記さなければならぬ日本に傳來した三戸信仰の一側面

ない。記るす際には、叩齒すること三回ののち叩頭し、甲子神王文卿以下の六甲の神名をよんでも呪文をとなえるのであるが、呪文は略す。この符を十日ごとに東向して一枚宛服し、十枚に至れば三戸九虫は去る。符を画くのは、淨室において焼香したのちでなければならぬと定められている。用紙は白紙である。なお一説では、十二直の除・破の日に朱書するともいふ。

(太上除三戸九虫保生經、玉函秘典、老君六甲符法條)

2 書庚申日符

庚申の日の晩、白紙に朱書して三枚の符をつくる。これをのめば、萬に一も失敗はなく、三戸を除くことができる。

(太上除三戸九虫保生經)

3 庚申日服符祓三戸除九虫妙訣

常に庚申の日の晩ごとに、淨室中で焼香したのち、硃砂水で白紙の上に四枚の符をかく。これを服せば萬に一も失敗しない。

(玉函秘典、同名條)

この符と前條の符とを照合すると、四枚の中、三枚までは同一である。残りの一枚は、第一條の太上除三戸九虫保生經に收められている符の別説と同一である。従つて本条は、第一條の別説と前條との訛傳で、玉函秘典の撰者の誤りであろう。

4 去三戸符法

三戸九虫は萬病をおこすものであり、病人が夜戦いの夢をみるのは、この虫がいるためである。桃板で三枚の符をつくり、門のしきみの下に埋めれば、戸虫の害を止めることができる。またこの符を庚申の日にかいて身におび、庚子の日にこれを呑めば、三戸は自ら去る。また六庚の日ごとに姓名をかいて元命籤中に安んずれば、三戸は災いをしない。

(雲笈七籤卷八十一、玉函秘典、絶三戸秘法)

5 斬三戸符(假題)

六庚の日に薄い白紙または竹紙に朱書した符を服用する。(その符の形式は前條に同じ)これは庚申の日にかくのである。庚申の日にかいたならば、まづその日の早朝に一枚を服用し、つぎに庚午の日に一枚を服用する。このように六庚の日ごとに服用するのを忘れなかつたならば、戸虫は五臓を貫かず——この表現は正に寄生虫を表わしていると思われる——、無病息災である。勅符の呪文はつぎのとおりである。

日出東方 赫々堂々 某服神符 符衛四方 神符入腹 換胃蕩腸 百病除愈 骨體康強 千鬼萬邪 無有敢當 知符爲神 知道爲眞 吾服此符 九虫離身 摄錄萬毒 上昇真人 急々如律令

(雲笈七籤卷八十一、玉函秘典、絶三戸秘法)

なお以上二条の符のかき方は、まづ精神を鎮めて氣を閉ぢ、金光が空中から円焰のように下つて來たと思つたならば、その金光を筆に吹込んでかくのである。そのようにしてかいた符は、必らず書きめがあるとされる。

6 洞 章 符

日本に傳來した三戸信仰の一側面

この符は、太上の三氣が化して神符となつたものであるから、三元無量洞章といふ。この符は六甲を制命し、五行を運使し、死を却け生を來らせ、三戸を消除し、五戸を滌蕩する靈力がある。従つてこの符をおびていれば、戸鬼を拘制し、凶氣を除滅し、吉神を引納して、永く九地の憂を免れ、長く三清の樂しみを保つということである。また毎朝つぎの呪文をひそかにとなえる必要がある。

三戸五戸 俱入黄泉 吾升青天 保長生樂 未央世々 居天王

これを五戸の秘呪といふ。またこの符をもつて神に祈る洞章符告文がある。その大意は、玄洞の經に參じ、微妙の術を陶鍊するから、この洞章によつて戸虫を滅落し、死籍を削つて頂きたい、といふのである。

(太上洞眞經洞章符、雲笈七籤卷八十二)⁽⁴⁵⁾

こゝに五戸といふ語があるが、五戸とあるのは太上洞眞經洞章符關係の書にみえるのみである。その五戸は、青戸・赤戸・黄戸・白戸・黒戸をさすといふ。五戸と三戸の關係、五戸の實體、およびその機能は明らかでないが、文中に「五神一曰五戸」とあること、およびその名稱から推測して、五行神を五戸といつたのであつて、三戸とはあまり關係がないのではないかろうか。そしてその機能は、三戸のようなものではなかつたらしく思われる。また五戸の説は、一般にはうけられなかつたであろうことは、他の資料に絶えてその名がみえないことから推測される。なお、この符のかき方やかく日時は全くわからぬ。

7 減戸 安命符

この符は生策五符の中の第三符で、生れた日と同一の干支の日の正午に白紙に朱書し、南面して服用する。

(太上洞眞經洞章符、同名條)

この符は、上戸を去る上元減慾斬戸變景流光玉符・中戸を去る中元減慾斬戸變景流光玉符および下戸を去る下元減慾斬戸變景流光玉符の三枚からなる。この符によつて上戸を去るには、上元の玉符を青書して頭につけ、色慾の門において北向して、刀を口にくわえて一杯の清水を請い、弟子の後に位置して水上に臨んで叩歎すること九回ののち、呪文をとなえる。となえ終つたならば口にくわえていた刀をとり、弟子の頭の周囲を九回めぐらしたのち、玉符をまいて、色慾門の下に埋めて水をそゝぐ。こうすると上戸は即滅し、色慾は自然に除かれる。つぎに中戸を去る。その法は中元の玉符を黄書して胸の前につけ、愛慾中門で中央に向つて刀を腹に向け、一杯の清水を請うて前につける。師は弟子の後方で叩歎すること十二回のうち、呪文をとなえる。となえ終つたならば、つぎに下戸を去る法を行ふ。下戸を去るには、下元の玉符を白書して兩脚の上につけ、貪慾門で南向して刀を兩足の上につける。また一杯の清水を足下につけ、師が弟子の後方で叩歎すること三回ののち、呪文をとなえる。となえ終つたならば、三惡の門に埋め、その上に水をそそいで去るのである。右の三呪はそれぞれ相違しているが、長文のため、ここでは省略しておく。

(上清元始譜錄太眞玉訣、雲笈七籤卷八十一⁴⁶)

右にいう色慾門・愛慾門・貪慾門は上戸道・中戸道・下戸道とも、天徒界・人徒界・地徒界ともいふ、とあるが、審かにすることができない。

以上が、從來檢索した符籤を用いる三戸驅除法である。つぎに服氣法の二三の例を紹介しておく。

1 禁湯水法(假題)

日本に傳來した三戸信仰の一側面

百日の間かたく服氣を守り、諸々の湯水をとらず、かつ心を動かさなければ、三戸は自然に除かれる。

(太清中黃眞經卷上、食氣玄微章第二)⁽⁴⁷⁾

2 堅 心 法（假題）

服氣して心を堅くしていると、一月にして上虫が死し、二月にして中虫が、三月で下虫が死ぬ。もし百日の間心を移さなかつたならば、身體は自然に健康になつて、精神は清らかになり、永く退敗する事がない。しかし服氣した上に絶食して心を堅くしていたならば、一月間で一虫が自然に去り、他の二虫も託すところがなくなつて終う。けれども、あるいは断食し、あるいは食をとるようなことをすれば、全く徒勞で何の效果もない。

(太清中黃眞經卷上、食氣玄微章第二)⁽⁴⁸⁾

3 六 陽 時 法

鼻から氣を入れ、口から出す呼吸法を順氣といふ。左の如くにして順氣を行えば、三戸をしりぞけることができる。

夜 半 子 時（午前二時）	八十一回
平 旦 寅 時（午前四時）	六十四回
食 時 辰 時（午前六時）	四十九回
正 中 午 時（正午）	三十六回
哺 時 申 時（午后四時）	二十五回
黃 昏 戌 時（午后八時）	十六回

(太上養生胎息氣經、同名條)⁽⁴⁹⁾

4 閉 氣 法（假題）

氣を閉じること一日百二十息ならば、次第に穀氣を除くことができるが、これを三十日つゞけたならば上虫が自然に死し、六十にして中虫が、九十にして下虫が自然に亡ぶ。三虫が亡んでしまえば、延年益寿して、永久に飢渴することがない。

（金碧五相類參同契卷下、第十五章⁽⁵⁰⁾）

以上、古來中國において行われた祈禳・服餌・符籙などの方法による三戸驅除法を、現在までに偶々目した範囲内において紹介した。その數や種類の多いこと、多方面の典籍にみえていることなどからいって、道教々團内ののみならず、廣く一般の人々の間においても、三戸の實在が信ぜられ、眞劍にその驅除が考えられていたことは、恐らく事實であつたであろう。前稿でも述べたように、道教教團内においては、三戸は人々を早死させ、もしくは社會惡を犯させて、成道や修行のさわりをなすものとして説かれていた。道士の目的が成道すなむち得道者になることにおかれていることは、いまさらこゝにのべるまでもない。従つて道士たちにとつては、この意味からだけでも、三戸は是非とも驅除しなければならないものであつたわけである。一方、教團外の一般の人々にとつては、道士の成道は不老長生、つまり早死しないことに相當するわけである。長壽は、とくに中國人の希求するところであつた。従つて一般的人々にとつてもまた、三戸はやはり驅除されなければならない性質のものであつたわけである。だからこそ、右のように多くの三戸驅除法が考案され、かつ眞劍に實行されたのであらうと思われる。

最も普遍的に行われた三戸驅除法は守庚申であつたであろうが、人々の心を最もよくとらえたのは、恐らく服餌法と私が名づけた、服薬による方法であつたであろう。祈禳や符籚による方法では、果して三戸が體外に去つたか否かは、實驗することができない。けれども薬によつて下痢などをおこせば、體外に去つたように思うであろう、そしてそれは、三戸を寄生蟲のようなものとみるみ方と密接に關係するのである。

雲笈七籤卷八十一所收の太上三戸中經をはじめとする多くの道教經典では、三戸の中の上戸は、目を見えなくし、禿げさせ、口を臭くし、顔に皺を生じさせ、中戸は元氣を衰えさせ、健忘性にし、惡事を犯すことを好ませる。下戸は人間の下關をさわがせ、五情を勇動させ、淫亂な心を起させるものとして、説かれている。これらの三戸が起す病氣の中に、新陳代謝の機能衰退に起因するものが含まれてゐることが、まづ注意をひく。服餌法で使用される藥材中には、利尿劑・強壯劑が多くみえ、祈禳の際にしば～咽下しなければならないとされている唾液中からは、近時「パロチン」と名づけるホルモン劑が析出されてゐる。これらのこととは、三戸を人間を老衰させて長生をさまたげるものとする考え方の反映でもあり、中國における早老豫防の經驗醫學の發達を物語るものでもあろう。しかしこのようないふな方法は、ある意味では消極的である。そこで、進んで老衰の根元である三戸を、積極的に體外に驅除する方法に思へよぶことは、人間の推理思考の過程として當然である。服餌法の藥材中に下剤があるのは、そのために他なるまい。しかし下剤の使用は、單にこのような目的のためばかりではあるまい。恐らく、現在驅蟲劑を服用する際に下剤を併用するとの同様な意味であつたのではないか。驅蟲劑と下剤との併用によつて寄生蟲が驅除されると、人はこれを三戸と認めたに相違ない。服餌法第二十九および第三十に「服薬後下痢をするとその中に三戸がいる」とあるのは、それを裏書してあまりあるといえよう。そうして寄生虫に悩んでいた人々が、一朝これを驅除した暁に

は、きわめて元氣になるのは當然であり、現にそのような例は多い。それを、三戸を驅除したから元氣になつた、と説明すれば、ます／＼三戸の實在が信ぜらるようになつたであろう。そうして三戸驅除法は、ます／＼眞剣に實行されるようになつたのである。このようにして、三戸の信仰とその驅除法とは、因となり果となりつゝ、廣く一般の人々から信ぜられるに至つた相違ない。三戸説では、三戸は人間を早死させると説く。現代でさえ、寄生蟲によつて命を落す例もないではないから、もし私の考えるように、三戸を寄生虫的なものとするならば、三戸説もあながちそこのすべてを虚妄の説としてしりぞけるわけにはいかないのである。なお服飮法で使用する薬材中には、健胃剤・解熱剤・腹痛緩和剤・解毒剤などが使用されている。三戸が身體内の諸器官に故障を起こすものと説かれて以上、これは當然のことともいえよう。すなわち、服飮法で使われる薬材の效能の面から考へると、驅除に服用される薬材は、三戸説に基いて選定されているといふことができるであろう。

ところで、三戸驅除法が三戸信仰の一所産であり、その一環をなすことはいうまでもない。その意味から、日華兩國で行われていた三戸驅除法の比較を缺いていた前稿は、日本と中國との庚申信仰の關係についての説としては、不完全なものといわなければならない。そして、もし右にのべたような中國における三戸驅除法が日本に傳來し、もししくはそれと類似するものが行われていたとするならば、前稿でのべた以外の三戸信仰の要素が日本の庚申信仰に認められることになり、私の考へはさらに一つの重要な根據を加えることになる。けれども殘念ながら、日本で三戸驅除法が實行されていたことを明言する資料は、いままでのところみあたらぬ。けれどもその方法に關する記載だけはあるのである。そこでつぎに、現在までに知りえた日本側の文獻にみえる驅除法について紹介し、ついで日華兩國のそれについての比較におよび、もつてそれが中國傳來のものであるか否かについて考へてみたい。

四、日本の三戸驅除法

從來發表された日本の庚申待に關する研究では、三戸驅除法について述べてゐるものはないようである。ところが、現在なお、福井縣美濱町の麻生および安江の二部落において、庚申の夜就床する際に、「シヨケラよ、シヨケラ、ねたかと思つてみにきたか、ねたれどねぬぞ、まだ目はねぬぞ」などと見えること、この「シヨケラ」が、古くは「シャ虫」「シシ虫」「シヨウケラ」などといわれたものであり、しかもそれが三戸の日本的變容であろうこと、などについては、前稿でのべたとおりである。そうしてこのとなえ言が、祈禳による三戸驅除法に相當するであろうことは、こゝに喋々するまでもあるまい。ごく限られた地方しか調査を行つていらない私は、現在までのところ、右のような驅除法を發見したのは美濱町地方においてだけである。けれどもいま少し廣い範圍にわたつて調査を行つたならば、あるいはさらに多くの異なつた驅除法がいまなお行われてゐる事實に遭遇するのではないかろうかと、ひそかな期待に胸をふくらませてゐるのである。それはとにかく、明治以前の文獻には、三戸驅除法がいくつか收められているのである。つぎにそれらについて紹介するが、たゞそれらの諸法が實際にどの程度まで、またどのような人々によつて行つれていたかといふ點については、殘念ながら明らかにすることができない。従つてこゝでは、單に文獻にみえるものとして紹介するより他に方法がないのである。なお日本における驅除法は、中國のそれに比べて、きわめて數が少ないのである。そこで中國の場合のような分類はとらず、すべてを一括して紹介することにした。

- 1 每夜就床時に、叩歎すること二十一回、左手で心臓をなで、三戸の名を三回よべば、三戸は害をしない。

(老子守庚申求長生經)⁽⁵¹⁾

2 常に寅の日に足の爪を切り、これを焼いて灰にして水で服用すると、三戸九虫が消滅する。

(老子守庚申求長生經)

3 寅の日に手の爪を、午の日に足の爪をとると、三戸は去る。

(老子守庚申求長生經)

4 常に七月十六日に足の爪をとると、腹中の三戸九虫を除くことができる。

(老子守庚申求長生經)

5 庚申の呪とは、つぎの如きものである。まづ叩齒七回ののち、額をたゝいて、三戸の名をよぶ。ついでまた

叩齒すること七回ののち、腰をおして彭矯をよび、両手に「太上」とかいて、つぎの呪文をとなえる。

五(吾の誤寫)受太上靈符 五岳符 左手持符 右手持印 日月入懷 濁氣出 清氣入 三戸九虫 急々如律
令 上戸彭矯出 中戸彭質出 下戸彭矯出

(老子守庚申求長生經)

この條には誤脱があり、呪文も錯雜している。なおこの法は、太上惠民甲庚秘籙に、庚申夜祝戸虫の秘法と題して收められているが、これには誤脱はない。⁽⁵²⁾

6 五月五日および九月九日の夜明け方に、左足下に符の如き呪文を朱書すれば、三戸を去ることができる。

(老子守庚申求長生經)

たゞこの條には誤脱があるらしく、文意が通じないために、その大意をとつた。

7 三戸を伏す呪文は、つぎのとおりである。

日本に傳來した三戸信仰の一側面

彭緝戸 彭祥戸 命兒戸 悉入窈冥 去離我身

(老子守庚申求長生經)

8 庚申の日の夜、三度つぎのように虫名と略頌を誦し、左手で胸を三回おさえると、三戸が去り萬福が来る。

彭候子 彭當子 命兒子 悉入窈冥之中 去離我身

彭緝戸 彭質戸 彭矯戸 (これが三戸の名である)

(老子守庚申求長生經附載梅略、簾中抄卷下、蚊虫寸白、庚申因縁條)⁵³

ただし、兩者の間には多少字句の相違がある。

9 庚申の日の夜半ののち、正南に向つて再拜し、つきの呪文を三回となえると、三戸は永く絶える。たゞし庚申の日にはねてはいけない。

彭候子 彭當子 命兒子 悉入窈冥之中 去離我身

(醫心方卷二十六所引大清經)⁵⁴

なお右の呪文は、口遊の時節門、臺記卷五、長生療養方卷一、塵袋第一、二中歷第九、拾芥抄卷上、延壽類要の行壯修用篇、塵添攢囊鈔卷十、眞俗雜記問答鈔第一、京師巡覽集卷三、倭漢三才圖會卷四、松屋筆記卷一、嬉遊笑覽卷七などの諸書に、多少の字句の出入はありながら、轉載收錄されている。しかしそれらの呪文はすべて、大清經にみえるところが根本となつていいようである。

10 南内草は三戸のにくむところのものであるから、これをにて、その湯で沐浴すれば、三戸が去る。

(老子守庚申求長生經)

森約之は「南芮草」に、「南芮草可放」と頭註を施してゐる。正にそのとおりで、「南芮草」という薬材はない。これは恐らく「江南白芷草」の誤寫であろう。本草綱目卷十四、白芷葉の項に「作浴湯、去戸虫」とあるのも、この推測を裏書する。

11 三月三日に採つた桃葉をついて七升の汁をつくり、苦酒とあわせて煎じて五合とし、食前に頓服すると百病がなれる。

12 三月四日に桃葉五升をとり、よくつき、その粉末の上に衣服をぬいで坐る。それは氣を身體の下部より腹中に散入させるためである。このようにしてみると、日暮には虫がでてしまう。また九月九日に、菊の花をつて前條と同様にしてもよろしい。

(醫心方卷二十六、長生療養方卷⁵⁵)

本條の前半の方策については、醫心方卷二十六に、桃葉をとり燒石であつくり、その上にすわれば三戸を去るとあるが、その月日については單に三日といふ、月についてはなにもふれてない。

13 大豆を少しく煎つて粉末とし、黒皮をとる。その粉末五升ばかりを絹袋にいれて、七日間漬ける——たゞしへ何に漬けるか不明——。それが泥状になつたならば、それを一回に頓服する。すると三戸はすぐに下る。

(老子守庚申求長生經)

14 天門冬をついてふるいにかけ、三升の粉末をつくり、それに白蜜を加える。一晩絶食したのちに、これを頓服すると三戸は下る。また卵黃大の一丸藥として服用してもよい。

(老子守庚申求長生經)

けれども、三升の粉末を一時に頓服することは、至難であろう。従つて本條は、前條とともに何か誤寫か脱文があるのであろう。

15 狗脊七枚、乾漆二兩、蕪荑三升をあわせてつき、ふるわずに、一回一合、一日二回、水で服用すると、七日にして上戸が、九日で中戸が、十二日で下戸が下る。戸の形は人についている。下つた三戸を綿でくるんで東流水のほとりに埋め、哭したのち

子應屬地 我當昇天

ととなえ、道をかえて歸宅する。途中後方をふりかえつてはいけない。その後三日間は恍惚としているが、のちによくなる。

(醫心方卷二十六)

16 小麥粉十斤を三斗の東流水に漬ける。その日數は、春・夏ならば二、三日、秋・冬ならば四、五日である。ついでつぶして、その滓はとり去り、常の法によつて炊いた稻米五升の中にいれ、よくついて細かくふるつた伏苓・天門冬各十斤をまぜてよくとゝえる。それに皮をとり薄く切つた商陸の根五斤をまぜ、絹の袋にいれて二十日間封印しておく。終つて汁をしぼり、酒に入れて滓をとり、さらに煎つた大豆・黃卷・もち米各一升とゝもに袋に入れること五日間にしてでき上る。これを丸薬とし、一回一錠、一日三回の割で、二十日間服用し、ついで丸薬の大きさを卵黃大に改め、同じく一日三回服用する。すると上戸は百日、中戸は六十日、下戸は三十日で下る。その形は人について、長さは三寸ばかりである。下つた虫は五色の布につゝんで箱の中にしま

い、その翌日の夜、東流水の傍に墓をたてゝ埋める。その際、悲しみながら自分の名字をいゝ、つきの呪文をとなえる。

人生於天 精神受於陽 形骨受於陰 今以精神歸於天、形骨歸於地 與子長決於無間之野 吾將去 子翱翔
於九天之上

となえ終つたならば身體をきよめ、道をかえて歸宅するのであるが、途中後をふりかえつてはいけない。

その後三日間は魂魄を失つたような感じがして悲しいが、その間をすぎればよくなる。

(醫心方卷二十六、去三戸酒方條)

17 甲子日信靈香を以て天地神祇を祭る秘法

沈香・白檀・降真・乳香・莎草各一錢、大黃・玄參各二錢、甘松一兩、藿香四錢、答菱香・白芷・藁本各八錢を、細かい粉末とし、蜜でねつて小指の先位の大きさの餅につくり、寒水石でくるむ。この香丸は甲子の日に擴め、丙子の日に碾き、戊子の日にあわせ、庚子の日に丸め、壬子の日にふくべに入れ、甲子の日に開かなければならぬ。そうしてまづ三個をたいて天地の神々に供養すると、三戸が消滅し、長命無病である。

(太上惠民甲庚秘錄、同名條)

なおこの法は、居家必用にみえるとあるが、私がみた居家必用中にはみあたらなかつた。

18 二十一日間齋戒して壇をきよめたのち、西南の隅で東北方に向つて坐し、至心をもつて青面金剛の呪いをとなえる。一回百二十誦、一日六回宛、二十一日間となえたならば、壇をめぐつて行道する。そのうちに病氣をなおせば、萬に一も失敗はない。

(寂照堂答谷響集卷九、青面金剛條、淨家諸回向寶鑑卷三、青面金剛之說條)

以上が現在までに検索しえた日本における三戸驅除法の大體であるが、なお太上惠民甲庚秘籙には、趙先生三戸九虫を除くの秘法（祈禳法第四にあげたもの）、太上真人六甲三戸を除くの秘法（同法第二十）、平常除三戸仙法（同法第十五）、正月五日七月七日祝去伏戸の秘法（服餌法第二十一）、神仙去三戸九虫殺伏戸方（同法第二十六）、甲子日三戸を除減するの秘法（祈禳法第十九）、心留伏戸を撫て三戸を除離の秘法（同上）、斬三戸といふ三戸を制する日の秘訣（同法第十三）、歲星を祭りて三戸虫を滅する秘法（同法第五）が紹介されている。この他、中國の驅除法に類似するものとしては、三戸の名を呼て諸病を除く秘法（祈禳法第十七に相當）、庚申の夜二（三の誤寫であろう）魂を抱の秘法（同法第九）、神仙勞瘵を治する斬三戸の秘法（同法第十—第十四）があげられ、祈禳法第十六と服餌法第三十にあたる題名も掲げられている。そうして以上の他には、本稿では意識的に掲げなかつた神仙守庚申神法——この法は庚申の日に徹夜をすれば三戸が絶える旨をのべたものである——が收められてゐるのみである。すなわち、太上惠民甲庚秘籙にみえる三戸驅除法は、すべて中國で行われてゐるものゝ紹介にすぎないのである。

さて日本で撰述された典籍に收められてゐる三戸驅除法は、中國のそれに比較すると、その數が極めて少ない。けれどもそれらの大半は、中國のそれに酷似するか、もしくは類似しているのである。やゝ煩わしいが、つぎにその點についての兩者の關係を比べてみよう。

日本の三戸驅除法の第一は、中國の祈禳法の第十七であり、第二は祈禳法の第十と第十二とを合わせて簡略にしたものといえよう。第三は祈禳法第十一そのものであり、第四は祈禳法第十四、第五は祈禳法第十八に相違ない。第十は服餌法第四十の訛傳であるらしく、第十一は服餌法第二十二であろう。第十四は服餌法第三十二と多少の相違があ

るけれども、共通の點が窺われ、第十五は服餌法第三十であろうと思われる。以上は、私が現在までに据拾しえた中國で行われていた三戸驅除法に相當すると考えられる、日本の典籍にみえた三戸驅除法であるが、なお日本の驅除法の第十七は居家必用にみえているといふから、これも中國で行わっていたものに相違ない。このように、日本の典籍に收められている驅除法には、中國のそれにたものが相當多いのである。いな、にたものが多いうよりは、むしろこれらの驅除法は中國から傳來したものとみるのが、より適切ではなかろうか。というのは、このように酷似もしくは類似した驅除法が、異なる地域すなわち中國と日本とに、別々に發生するとは考えられないからである。と同時に、驅除法に使用されている天門冬・狗脊などの薬材は、いわゆる漢法藥で、これがその文字の明示しているようすに中國傳來のものであることも、右の推測を助ける。さらに、驅除法が行われるためには、三戸の存在や機能を知つていなければならない。この點については、前稿でくわしくふれたように、平安時代の宮廷貴族を中心とした一部の人々は、中國の三戸説を知悉し、その意義をわきまえながら、庚申の遊びを行つてゐたのである。時代はずつと下り、嬉遊笑覽卷七庚申の項、および太上惠民甲庚秘籙には、上清元始譜錄太眞玉訣の肩頭の部分が引用され、六甲存童子去玄靈法が掲げられ、垂加文集の庚申考には、五行紫文除戸虫法（本稿の祈禳法第十一）が紹介されている。また、三戸説や驅除法を信じ、延齡の術を一般の人々に知らせ、これを流布することを目的とした太上惠民甲庚秘籙の如き書も出版されている。従つて徳川時代の一部の人々もまた、三戸説を承知していたわけである。そこで、右にあげた日本の驅除法の中、中國にその祖型もしくは類似法をみいだしえなかつた、第六・第七・第九・第十二・第十三・第十六などの諸法も、あるいは中國で行わされていた驅除法の傳來であるかも知れないと考えられるのである。

右の中、第六・第十三の二法については、全く手掛りがないが、残りの五法については、多少の手掛りめいたもの

がないでもない。すなわち、それらはすべて、大清經なる一書に收められていたものなのである。その書名からうける感じでは、たしかに道教關係の典籍らしく思われるけれども、現存道藏はもちろん、道藏闕經目錄中にもその名がみいだされない⁵⁶。道藏および道教關係の典籍にくわしい吉岡義豊氏も、大清經なる經名はみあたらないといつておられる。そこで、本書は實は中國のものではなく、和書かと考えられないでもないが、本書の名がみえるのが醫心方や日本國見在書目錄であるから、やはり中國のものに相違あるまい。ただ、和刻本本草綱目卷九の石鍾乳の條には、「慎微曰。大清經。鍊鍾乳法云々」とあるので、もしやと思つて順治版を参照したところ、そこには「太清經」とみえていた。そこで、あるいは醫心方および日本國見在書目錄の二書が、ともに和刻本本草綱目の如き誤寫を行つたのではないかも考へられる。けれども太清經は現在散佚し、そのわづかな佚文が諸書に散見するにすぎず、その全貌を知る由もない。しかも、現存の佚文中には、右の五法はみえていないのである。従つて「大清經」が「太清經」と同一か否かは、決定することができない。しかし現存太清經の内容から考へると、どうも同一書とは思われない。日本國見在書目錄は宇多朝、中國でいえば唐末の所編であるから、そこに名がみえる大清經は、宋の張良房の編した雲笈七籤庚申部にみえていてもよさそうであるのに、みえていないから、中國では相當早く散佚し去つたものと考えられる。しかし、現在までにはみいだせないととはい、將來あるいは燉煌文書その他の資料中からみいだせるかも知れない。そこで、現在のところ、大清經については、一切が不明であるが、とにかく中國の書であることだけは、誤りなかろう。そうだとすれば、右の五法も、やはり中國で行われていた三戸驅除法であつたことになるのである。なお、日本國見在書目錄では、大清經の撰者を「玄超」と記しているが、この人の経歴もわからぬ。

さて最後の第十八は、中國の三戸說にはあてはまらない驅除法である。これはいわゆる青面金剛の呪法であるか

ら、もと三戸説とは全く關係のなかつたものである。前稿で一言したように、青面金剛と庚申信仰が結びついたのは、元祿年間を溯ること程遠からぬ十七世紀の半ば、家綱のころであるらしい。爾來、庚申信仰の盛行につれて、青面金剛は庚申の本尊すなむち「おこうしんさん」として、人々の信仰を集めめたが、それにつれて、青面金剛の呪法であつたものが、三戸驅除法の一と考えられるようになつたのである。従つて、呪法の説明中にも、三戸には全くふれてないのである。そこでこの法は、日本において、佛教と三戸信仰とが結びついた結果の所産に他ならないのである。人あつて、日本の三戸驅除法はすべて中國の法の翻譯にすぎないというかも知れない。中國崇拜思想のさかんであつた時代、ことに平安・江戸時代にはあるいはそのようなこともあつたかも知れない、けれども中國に全く見当らない方法もあるのであるから、必ずしもそのようにいゝきることはできない。要するに日本における三戸驅除の方法は、中國傳來のものと日本にしかないものゝ二種があるのである。

右にのべた日本の三戸驅除法が、いかなる人々に知られ、かつ實行されたかということは、よくわからない。けれども、所掲資料の性質から推して、恐らく宮廷貴族、僧侶、儒者などの、いわゆる中國的教養を身につけた人々、もしくはつける立場にあつた人々は、知つていていたに相違ない。また、醫心方、長生療養方、衛生秘要抄、延壽類要、延壽撮要などの醫書に三戸の説がみえ、本草綱目の和刻本も出版されてゐるから、醫者も知つていたとすべきであろう。とくに本草綱目には、前述のように、多くの三戸驅除薬や藥方が掲げられているから、これを閲讀した人々は、少くとも知識としてはわきまえていたとすべきである。しかし彼らが實行したかどうかはわからない、たゞ、太上惠民甲庚秘籙の撰者大江匡弼は實行していたらしい。彼は「斬三戸桃板之寶符」の實效あることをのべて、齒痛の際に實驗すれば、その效の偉大なことがわかるといつてゐる。また老子守庚申求長生經の如き書も傳わつてゐる。従つて

右にあげた人々は、知識としてわきまえると同時に、恐らく實行もしていたであろうと思われる。

しかし以上の人々は、何といつても、限られたごく一部の人々にすぎない。江戸時代の諸文献が、大阪四天王寺の庚申堂、京都八坂の庚申堂などに諸人が多く參詣したと傳え、庚申待がさかんであつたとのべていても、彼らがこゝにのべたような三戸驅除法を知つていたとは、いえないかも知れない。ことに中央から遠くなれた地方の農村の人々は、全く知らなかつたといつてもよいであろう。けれども、美濱町の「ショケラ」の如き場合もあれば、京都・大阪の「こんにゃく」をたべて治病を祈る習俗もある。従つてそれら一般の人々といえども、親しみにくい中國的なものこそ受容しなかつたであろうが、それが日本的に變化していく場合には、案外素直に受容れていたとしなければならない。また病氣になり、醫者から三戸驅除の藥方を受けられた場合には、醫者の權威を信ずる氣持も手傳つて、必ずや實行したに相違ない。男女同衾の禁を始めとする、庚申の日に守るべき禁忌は、川柳のような當時の庶民生活を如實に反映させたものに多くよみこまれ、現在でも忘れられずに人々の口の端にのぼるほどである。従つて三戸驅除法も、身近い形であつたならば、案外多くの地方で實行されていたのではないかと思われる。もつとも、その場合に意識するとなしとの相違があることは、もちろんである。

要するに、中國の三戸驅除法は、三戸説およびその信仰の一環として日本に傳來し、ある一部の人々を中心には、相當廣範圍にわたつて知られ、かつ實行されていたのではなかろうか。そうしてそれが次第に日本的に變容したであろうことは、三戸信仰が庚申信仰に變容したことから推測される。その日本的に變容したものが、現在なお生きていて、一部の人々によつて實行されているのである。一方、中國的な驅除法は、中國的教養を身につけていた人々や、藩醫・殿醫などの間に主として残り、近代醫學の輸入までは信ぜられていたであろうと思われる。なお、日本の

符籤による驅除法は、太上惠民甲庚秘籤にみえる「太上真人斬三戸桃板之寶符」しかみあたらない。その理由は明らかでないが、三戸説を傳えたであろう密教の僧侶が、三戸符を密教の符にとり入れてしまつたためではなかろうか。密教關係の符を極めて詳細に調べたならば、あるいは何らかの手がかりがつかめるかも知れない。

五、むすび

以上、福井縣三方郡美濱町大藪で行つた庚申信仰の調査結果を報告したのち、中國で行われていた守庚申以外の三戸驅除法と、日本のそれとを紹介し、その兩者を比較して、日本の驅除法の源流を探究した。その結果、文獻にみえる三戸驅除法の大部分は、中國のそれと全く同様であるか、もしくは左程變らないものであり、一部は日本にしかないものであることが判明した。一方現状調査の結果からいと、中國から傳來したと思われる驅除法が、ある時期までその儘行われ、ついで日本的に變容して、現在まで引續き實行されているらしいことが明らかになつた。けれども、考えてみれば實はこれは當然のことなのである。

われくの生活慣習、考え方、信仰、風俗などをよく考えてみると、中國にその源流をもち、もしくは中國のものと何らかの關連があるものが、意外に多いのである。そうしてそれらの多くが、實は道教と關係がある場合が少くない。道教の日本傳來については、已に早く小柳博士が、最近では那波博士を始めとする諸氏が、各方面からくわしい論考を公けにしておられる。⁽⁵⁸⁾ 道教が日本に傳來しているからには、その一端である三戸説やその信仰が日本に傳來しているのは、疑う餘地のない事實としなければならない。この點については、前稿で概観したが、こゝにとりあげた三戸驅除法が三戸説の一部である以上、やはり三戸説と同様に考えなければならないのは、當然のことなのである。

従つて、驅除法の面からいつても、前稿同様の結論とならざるをえないものである。

私は前稿で日本の庚申待の源流は、中國の三戸信仰に求めなければならないとした。しかしこの意味は、日本の庚申待のすべてが中國傳來であり、その亜流であるといふのではない。日本の庚申信仰は、例えば大藪の庚申信仰の如く、一見全く別種のものゝ如くであり。庚申の日に婦人がかねをつけるのを忌み。おはぎなどの「大御馳走」をたべ、三猿や青面金剛・猿田彦と結びついているなど、兩者の間には多くの相違が認められる。三戸驅除法にしても、中國のそれと同様のものが認められる半面、日本的に變容したもの、もしくは全く中國にはみられないものさえある。藤原賴長が實行していた大清經所掲の中華的な三戸驅除法⁽⁵⁹⁾が、いつしか日本的な「しや虫はいねやさりねやわがとこを、ねたれどねぬぞねぬぞねぬぞねたるぞ」となり、さらに「ショケラよ、ショケラ、ねたかと思つてみにきたか、ねたれどねぬぞ、まだ目はねぬぞ」と變化しているのは、その好適例といえよう。このような變容は、異なつた文化が接觸した際に生ずる當然の現象であろう。ことに傳來した文化の程度が固有文化より高い場合には、前者は後者を壓倒して流布する。しかしそれは、固有文化になじんでいた人々にとつては、やはり何かそぐわないよう感覺される。そこで傳來した外來文化は、永い年月の間に固有文化と接して變容し、固有文化の中に溶解するか、もしくは密接に習合して、外見上はその區別が困難になり、人々はそれを外來文化とは認めないようにさえなるのである。日本の庚申信仰は、そのよい一例ではなかろうか。九世紀の前半に、慈覺大師圓仁の眼に全く同一と映じた日華兩國の庚申信仰が、約千年をへた今日では、大藪の例が示すごとく、全く異なつた外見を呈するように變容している。私が庚申待の源流を三戸信仰に求めるというのは、この意味においてである。

けれども、こゝにさらに考えなければならぬことがある。文化が傳播する場合には、その文化を受容するに足る

素地、もしくは地盤が必要である。それがなければ、到底外來文化は受容されないであろう。文化の力關係から、たとえ一時はその文化を受容したとしても、地盤がなければ、外來文化は根無草か春雪の如く、いつしか消え去つてしまふであろう。中國の三戸信仰が日本に受容され、幾變遷を重ねながらも現在まで存續していることは、傳來以前にそれを受容するに足る何らかの信仰なり習俗なりがあつたからであろう。それが何であるかは、私は知らない。しかし、とにかく何かがあつたことだけは事實に相違ない。そこへ三戸信仰が傳來した。たしかに傳來當初の姿は、中國と全く同様であつたらしい。しかしそれは、日本の社會や人々にとつては、何かしらそぐわないものであつた。そこで、そのそぐわない點は永い年月の間に、次第に棄てられ、忘れ去られて、その代りに日本の社會や人々にとつて親しみやすいもの、あさわしいものが附加されて、ついには今日のような形になつたのであろうと思われる。すなわち、日本の庚申信仰は、文化變容の一例とみるのである。

最近二三十年の間に、庚申信仰はすつかり薄らいだ。戰爭中の食糧事情は、その最大の原因の一であつた。そのため、庚申信仰が消滅した地方も少くない。現在の日本の社會狀態からいえば、庚申信仰などは、單なる無用の長物であろう。そのようなみ方にも、たしかに一理はある。それにも拘らず、なお多くの地方に殘存し、中には大藪の如く講の回數をふやし、もしくは神奈川縣足柄上郡相和村山田の臺庭の如く、戰爭中に中絶した庚申講を復活したこともある。⁽⁶⁾ 庚申講復活の聲は、他の地方においても間々耳にするところである。これは一體どうしたわけであろうか。もちろん現在の私にとつては、その理由を推測するだけの材料を持合せてはいない。けれども、恐らくそれは庚申信仰が問題ではなくて「講」すなわち農村におけるある「集り」のあることが問題なのではなかろうか。従つてこれは、「庚申講」が問題ではなさそうである。さすれば、この問題は廣く「講」の社會的機能という角度からとりあ

げなければならず、本小篇の目的とは別の範疇に属するであろう。

(昭和三〇・五・五稿、同七・三一訂)

〔附記〕 本稿を草するに當り、木村英一・直江廣治・澤田瑞穂・楠山春樹の諸氏は、貴重な資料の借覽を快く許され、漢法藥の名稱效能については、東邦大學教授清水藤太郎・同片柳眞佐爾博士から懇切なる御教示をえた。また大藪の調査には、美濱町役場主事岡本宗兵衛・淺妻助左衛門氏および講中の方々から積極的な御援助をえた。記して深甚なる感謝の意を表わす。

1 庚申待の習俗を日本固有のものとする説は、主として日本民俗學の人々によつて説かれている。そのくわしいことは、例えば柳田國男氏「猿の祭」(津輕民俗第一號)・「二十三夜塔」(本流第一號、六頁以下)、信濃教育會東筑摩部會編「農村信仰誌」――庚申念佛篇――序、十三頁などを参照されたい。

2 摘稿「中國の三戸信仰と日本の庚申信仰」(東方學論集第三輯)。

3 私の行つた調査の結果による。その地方の庚申信仰の全貌は未發表であるが、いづれ機會をえて發表するつもりである。

4 このように庚申講は消滅しても畫軸だけをまわしている例は、神奈川縣足柄上郡金田村金子馬場でもみうけた。この地方では、講消滅前の頭屋の順に從つて畫軸を廻し、庚申の日には保管している家だけで祀るといわれている。同縣中郡西秦野村においても同様な部落があつた。けれども大藪同様、これらの地方でも畫軸の存在を確認することができなかつた。それはこの地方に赴いたのが、たまたま農繁期で、畫軸を保管している家の家人が不在だつたためである。

5 信濃教育會東筑摩部會編「農村信仰誌」――庚申念佛篇――第一篇第四章第三節(一〇三頁)による。

6 前掲柳田國男氏「猿の祭」参照。ただし私がその後調査した範囲では、必ずしもそうではないようである。

7 註5 同書第一篇第五章第一節(一四一頁～五頁)による。なお神奈川縣足柄上郡相和村高尾でも同様の由である。けれどもこれは相和村役場においてきいた話であつて、高尾での現地調査の結果ではないから、眞偽の程はやや疑わしい。

8 註5 同書第一編第五章第一節(一四五頁)参照。また神奈川縣相和村の山田・高尾の兩部落においても同様である。ただし高尾の場合、前註でふれた如く、村役場における噂話による。

9 この意味は、頑屋の家の婦人が當日月經になることをさけるためである。けれども西秦野村では、大數ほどには婦人を不淨視していない。

10 註2 同稿参照。なお南方熊楠は「しし虫」「しや虫」を戸虫としている。(南方熊楠全集卷四、「しし虫の迷信並に庚申の話」参照)

註2 同稿参照。

11 12 この話を私にしてくれた人は、最初選舉の話がでるのべ、ついで、注意して選舉の話はださないようにすると附加訂正したのである。従つて「あまりいわないように注意する」というのは、事實か否か疑わしい。庚申講に限らず、すべての講が、選舉に際して大きな役割を果すことは靜岡縣下の某村——特に名を秘す——における今回の村長選舉がはつきりと示している。その具體的なことは、さしさわりがあるので、ここではあえて省略しておく。

13 修驗道と庚申信仰との關係は、庚申と彌勒信仰との結合、福井縣小濱市三條町にあつた庚申堂の堂守が、以前は修驗者であつたといふこと、などから考えて、あまり遠くはないようと思われる。くわしくは註2 同稿を参照して頂きたい。

14 奈良縣上之郷村の場合については、拙稿「日本における庚申待——奈良縣上之郷村調査報告——」(東方宗教第八・九合併號所收)参照。また津輕地方のことについては、註6 同書によつた。

以上のくわしいことについては、註2 同稿によつて承知して頂きたい。

15 16 功徳話の二三の實例やその掲載書名については、拙稿「道教と日本の民間信仰」(民族學研究一八ノ三所收)中のべておいたから、それを参照して頂きたい。

17 本稿起草にあたつては、主として和刻本本草綱目を使用し、必要ある場合に限つてのみ順治版を参照した。

日本に伝來した三戸信仰の一側面

18 太上除三戸九虫保生經は上海版道藏第五八〇冊所收。以下道藏の冊數はすべて上海版の冊數を示している。玉函秘典と金符玄玄は、ともに明の周履靖の所校にかかり、夷門廣牘卷八に收められている。そうして三戸の圖は玉函秘典に、九虫の圖は金符玄玄にみえる。その圖は、註2 同稿の口繪を參照されたい。なおこの兩書は阪大教授木村英一氏所藏本を借覽した。同氏の御好意に深い感謝の意を表わしたい。

19 この説はなお、雲笈七籤卷八一および遼生八牋卷九所收の太上三戸中經、同書卷八三所收の紫微宮降太上去三戸法や玉函秘典所收の太上經制三戸法などにもみえているが、註の如き細字でかかれたものではなく、すべて本文の中に入れていた。なお雲笈七籤卷八二は道藏第六九四冊に收められている。

20 同書卷四金丹篇および卷十一仙藥篇にみえている。なお抱朴子卷四是道藏第八六八冊に、卷十一は第八六九冊に收められている。

21 清の守一子輯「道藏精華錄」第八集所收。

22 同書の問三戸および問五芽の項による。

23 道藏精華錄第九集、道藏第一九〇冊、雲笈七籤卷一一（道藏第六七九冊）および修眞十書卷五五（道藏第一三〇冊）所收。

ただし道藏精華錄本では上清黃庭内景經と題しているが、道藏本では黃庭内景玉經訣と題した上に、その撰者の名をのせていない。しかもその本文の註は梁丘子が施したものである。従つて道藏本は梁丘子の註本の卷首に務成子の叙をつけたものとなるのである。雲笈七籤本では、卷首に梁丘子の注釋訣および務成子の注訣とともに收められ、本文には道藏精華錄本と同じく務成子の註が施されている。そうしてその題名は上清黃庭内景經となつていて。さらに修眞十書本は、黃庭内景玉經註并序と題し、梁丘子撰としながら、務成子の叙を多少字句を改めつつとり入れていて。そこで本書そのものの撰述年代は明らかでないが、その註には務成子・梁丘子の二種があり、宋代以後この二註が應々混同され、ついには兩註を混淆してしまつた場合さえあつたことがわかる。右の四種の中では、道藏精華錄本がもつとも忠實な務成子註であるらしく思われるので、本稿では同

書によることとした。なおこの兩註の他に黃庭内景玉經注と題する劉長生の註本があるが（道藏第一八九冊所收）、それとの混同はない。

24 道藏精華錄第九集および雲笈七籤卷一二（道藏第六七九冊所收）。なお修真十書卷五八～六〇（道藏第一三一冊）には、梁

丘子の黃庭外景玉經註が收められているが、内景經の場合と異なり、この兩註の間の混同はない。

25 道藏精華錄第八集所收。ただし文意がはつきりわからないので、御示教をえられれば幸いである。

26 道藏第一四七冊所收。劉無名は唐の人と傳えられている。なお瑣碎錄には、無名は常に守庚申を行い雄黃を服していたので、ある時一鬼がきて、つれさろうとしたがつれていくことができず、のち丹訣を授つて仙人になつたとみえる。

27 この驅除法には名稱がつけられてないので、内容によつて私が適宜命名した。假題としたのはそのためである。以下も同様である。

28 叩齒とは、指で齒をたたくのか、齒をかみあわせるのか、または齒ぎしりをするのか、不明である。大江匡彌の太上惠民甲庚祕錄の「趙先生三尸九虫を除くの秘法」には、「齒を叩くこと」に「齒をからからとかみ合すこと」と註しているから恐らくは齒をかみあわせるのであろうと思うが、博雅の示教を請う次第である。

29 ここ原文は「更整飾牀席三尸、服新衣」とあるが、この「三尸」は衍字ではないかと考える。

30 月建とは、北斗七星の劍先の向う方向をいうが、それを日にあてて、正月は寅の日、二月は卯の日、三月は辰の日、四月は巳の日、五月は午の日、六月は未の日、七月は申の日、八月は酉の日、九月は戌の日、十月は亥の日、十一月は子の日、十二月は丑の日を月建の日という。

31 三洞樞機雜說は道藏第五七二冊所收。ただし、この方法は赤書玉訣にみえるとあるが、現存の太上洞玄靈寶赤書玉訣妙經にはみえていない。その卷下に「舊典降致靈寶五帝靈官法」という一句がみえているから、現存の赤書玉訣は舊本によつて後世編さんされたものに相違ない。そこで、あるいは「舊典」にはこの方法がのべられていたのかもしれないが、現在では明らか

にすることはできない。

32 道藏第一八三册所收。

33 道藏精華錄第九集所收。

34 道藏精華錄第八集および雲笈七籤卷一八一九（道藏第六八一冊）所收。

35 老子中經第二十七神仙條は雲笈七籤卷一八に、黃庭遁甲緣身經は道藏第五八〇冊に、太上洞玄靈寶投簡符文要訣は道藏第一八五冊に、太上混元真錄は道藏第六〇四冊に、それぞれ收められている。

36 抱朴子神仙金汋經は道藏第五九三冊所收。その内容は抱朴子の一部と酷似しているから、恐らく後人が抱朴子の金丹關係の部分を抽出して一本としてまとめたもののように思われる。

37 道藏第五七三冊所收。

38 道藏第五七二冊所收。

39 道藏第五八三冊所收。

40 道藏第一五二冊所收。なお本文でのべた如く、「穀虫死、虫死則三戸枯」とあるが、この方をのべる前に、穀虫を三虫といい、その名を青古・白姑・血戸としているから、一應穀虫、三虫、三戸の三を使いわけてはいるものの、同一視していることは明らかである。

41 道藏第五八九冊所收。撰者は赤松子となつてゐるが、然らざることは言をまたない。しかしその撰述年代を明らかにすることはできない。また「三戸」が去るとあるのは、「三戸」の誤りであろうと思われるので、本文では「三戸」とした。

42 無上秘要は道藏第七六八一第七七九冊所收。全一百卷であるが、現在ではその中三六卷を缺いてゐる。しかし唐以前の道經の内容を知る上に、極めて貴重な資料である。そこに引かれてゐる道教經典で現在散佚し去つたものも少くない。洞真太上黃素四十四方經もその一である。卷六六は第七七六冊所收。

43 同書十一月の條参照。なお孫眞人攝養論は道藏第五七二冊所收。

44 同氏が直接私に示めされたところによる。記して感謝の意を表わす。

45 太上洞眞經洞章符は道藏第三七冊所收。その撰述年代は明らかでないが、その一部が雲笈七籤卷八二の冒頭に「三戸篇」と題して收められているから、少くとも宋初以前に撰述されたものであることは確實であろう。

46 上清元始譜錄太眞玉訣は道藏第一〇三九冊所收。本書も前註書と同様、雲笈七籤卷八一にも收められているが、完本ではない。

47 この法は、同書第二章の「要子將心運守之」の註にひく太玄經中にみえる。なお太清中黃眞經は道藏第五六八冊所收。

48 同章「使人邪亂失精理、子能守之三虫乘」の註にひく太上昇玄經中にみえる。

49 道藏第五六八冊所收。

50 道藏第五八九冊所收。この法は「除盡三虫壽延齡、穀氣絕時虫自滅」の條の註にみえている。

51 老子守庚申求長生經は、全十四枚の小冊子であるが、撰者は不明。内容は、雲笈七籤の庚申部、太上除三戸九虫保生經に收められた三戸説の節略を中心とし、文章は漢文である。けれども、中國の三戸説にはみえない説がのべられている上に、末尾には簾中抄卷下、駆虫寸白、庚申因縁の條（史籍集覽本一〇五頁）が附載されているから、恐らく日本人の編述したものと思われる。編述年代も明らかでないが、享祿辛卯に筆寫した旨の奥書きがあるから、室町中期ごろの編述ではなかろうか、拙藏のものは、慶應二年八月に、森約之が手寫した、その自筆本である。中に收められた三戸の彩色画像は、太上除三戸九虫保生經にみえる三戸像を粉本にしたらしい形跡があり、その筆者は約之と同藩の畫師吉田洞谷の二女英香である。また就寝中の人物を襲う三戸の圖も收められているが、その三戸は日本の鬼の姿で表現されている。この點からも、本書が日本編述のものらしいということができよう。ただし、その人間がまとう衣服および髪形は、中國的である。本書は、筆寫本のためか、誤字、脱字がきわめて多いので、使用の際には細密な注意が肝要である。なお本書は庚申經と略稱され、表紙には「庚申經」と題され

ている。しかしそうだからといつて、本書が日本の古書に間々引用されている「庚申經」と同一のものであるかどうかは、直ちに決定しかねる。この點はさらに調べてみる必要がある。しかしそれはとにかく、かかる三戸信仰を生のまま紹介した典籍が日本に古くから存在し、それが明治直前まで一部の人々によつて保存され、披見されていたことは、三戸信仰の日本傳來という點からみれば、極めて重要な事柄である。すなわち、日本人が三戸説や三戸上天のことを知らなかつたということはできないからである。その意味から、本書は極めて貴重な資料の一といわなければならぬ。

- 52 太上惠民甲庚秘鑑は、安永六年、大江匡彌の編述したもの。その内容は、雲笈七鑑などの道藏所収本にみえるところを中心として、中國の三戸説および三戸驅除法を國字で紹介、解説したものであるが、重點は、三戸符すなわち太上眞人斬三戸桃板之寶符の説明、效能、作り方におかれている。彼が本書を編した意途は、その叙によれば、桃板之寶符は「玄門之神法」であり、かつその法が簡単で修めやすいので、これを人々に傳えて、延齡の術を知らせるためであつた。そうして、その法を悟りやすく、間違いなく行わせるため、他の資料や「和漢之故實」を廣く列舉したのであつた。本書の存在によつて、十八世紀の後半には、日本に傳來していた道藏によつて中國の三戸説を知り、それを信じて、一般に流布させようとした人さえあつたことが知られる。従つて、日本人が三戸説を知らず、または三戸の上天を口にしなかつた、などといふことはできない。ごく一部の人々の間だけではあつたであろうが、とにかく中國の三戸説やその信仰、驅除法が信ぜられていたのである。匡彌の叙の書きぶりから推測すると彼はどうも三戸驅除法を實行していたようだから、日本でも實行者があつたように思われる。なお彼は、雲笈七鑑は張君房の輯で、明の張萱の訂したものといつてゐるから、使用した雲笈七鑑が清真館本であることがわかる。
- 53 老子守庚申求長生經には、條目や題目はないが、「雲且國沙門三藏法師玄奘撰」・「大日本國沙門傳燈法師圓珍」とあり、「傳蠍虫寸白梅云、云云」と書きだし、末尾に本文にかけた呪文がのべられているのである。ただ約之は、「梅云」の二字に對して、「梅云二字、可攷」と頭註を施しているが、そのとおり、「梅云」は簾中抄には「梅略云」と題されている。梅略とは書名だといふが、果して老子守庚申求長生經にいうように、玄奘三藏が撰し、圓珍が寫したものかどうかは疑わしい。

54 醫心方は日本古典全集本による。

55 長生療養方は續群書類從第三一輯上、雜部所收本によつた。本條は去三戸法第七にみえる。

56 道藏闕經目錄は道藏第一〇五六冊所收。

57 大阪の四天王寺の庚申堂に參詣した人々は、境内で賣つてゐる「こんにやく」を北向してたべると無病息災といふ。また京都粟田口尊勝院の庚申堂に參詣した人々は、「こんにやく」に「おふだ」をはつて祈禱を請い、それをもち歸つて天井から枕の上につつておくと、頭痛や腰痛、ことに婦人病にきくとの信仰がある。これらの方も、廣くいえば祈禱の一法であろう。なお前説は牧村史陽氏の談であり、後説は尊勝院における聞書である。

58 小柳司氣太博士「道教と眞言密教との關係を論じて修驗道に及ぶ」(東洋思想の研究、二八六頁)・「道教の本質とその本邦に及ぼせる影響」(東方學報——東京——第八冊、四一二頁)

那波利貞博士「道教の日本國への流傳につきて」(東方宗教第二號、第四・五合集號所收)

下出積與氏「常世國の性格」(東方宗教第三號)・「日本における神仙思想の發展」(東方宗教第八・九合集號)

拙稿「道教と日本の民間信仰」(民族學研究一八ノ三)等

59 臺記卷五、天養二年正月十四日條に、つぎのようにみえる。

正月十四日庚申。守三戸、懸老子影。講老子經。(略)據庚申經。夜半已後。余及客皆向正南再拜。呪曰。彭侯子。彭常子。命兒子。悉入窈冥之中。去離我身唱之三度。鶴鳴後就寢。

なおこれについては、註2 同稿参照。

60 入唐求法巡禮行記、承和五年十一月二十六日條参照。

61 私の調査結果による。

〔追記〕その後調査したところによると、青森縣五所川原市の一戸、および山形市高原町では、日本の三戸驅除法

第九をそつくりそのままゝか、もしくはやゝ文言をかえて、いまなお庚申の晩の講の席上でとなえているから、その誦言は消滅し去つたということはできない。となえている人々は、いづれも農民である。

なお本稿は、昭和二十七・八年度の文部省科學研究費による東洋文化研究所の機關研究「東洋諸民族における固有文化の變容過程」の分擔課題「東洋諸宗教の變容過程」の報告の一部である。